奈良市公報

第 3 4 5 号

(平成29年9月分)

平成29年10月31日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長 印刷所 株式会社 春 日

	○放置自転車等の保管15
目 次	○一般競争入札の実施(5件)15
	○開発行為に関する工事の完了17
規則	○一般競争入札の実施17
○奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の	○平成28年度市・県民税納税通知書の公示送達17
利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する	○平成29年度市・県民税納税通知書の公示送達17
規則	○開発行為に関する工事の完了17
○奈良市地域における歴史的風致の維持及び向上に関す	○放置自転車等の保管18
る法律施行細則2	○道路の区域決定18
○奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則6	○道路の供用開始18
告 示	○道路の供用廃止18
○指定管理者の公募(2件)・・・・・・・・・・・6	○差押調書の公示送達18
○予防接種の実施の一部改正7	○公募型プロポーザルの実施19
○一般競争入札の実施(2件)・・・・・・7	○放置自転車等の保管(2件)・・・・・・・19
○介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指	○平成29年度奈良市一般会計補正予算等の要領19
定·····8	○平成28年度奈良市一般会計歳入歳出決算等の要領24
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の	監
廃止8	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知62
○一般競争入札の実施・・・・・・9	公 営 企 業
○指定管理者の公募(2件)・・・・・・・9	○一般競争入札の実施(4件)62
○公有財産の売払い・・・・・・10	○公共下水道の供用及び下水の処理の開始63
○放置自転車等の保管・・・・・・10	○農業集落排水処理施設の供用の開始64
○放置自転車等の処分11	○一般競争入札の実施(4件)64
○開発行為に関する工事の完了11	教 育 委 員 会
○住居番号の設定・・・・・11	○定例教育委員会の開催65
○放置自転車等の保管・・・・・・11	選挙管理委員会
○奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正	○選挙権を有する者の総数の50分の1等65
する告示······11	○奈良市長選挙における当選の効力に関する異議申出に
○一般競争入札の実施12	対する決定65
○差押調書の公示送達12	農業委員会
○放置自転車等の保管・・・・・・12	○定例総会の招集69
○大和都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧12	正誤
○一般競争入札の実施12	○正誤表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○放置自転車等の保管・・・・・・13	
○一般競争入札の実施13	規則
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃	
止の届出13	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届	用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
出13	ここに公布する。
○生活保護法の規定による医療機関の指定13	平成29年9月1日
○生活保護法の規定による施術者の指定14	奈良市長 仲 川 元 庸
○一般競争入札の実施(6件) 14	奈良市規則第41号
○開発行為に関する工事の完了15	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
○虚偽の転入届等に基づく住民票の写し等の無効15	の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正

する規則

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行 規則別表の規定は、平成29年9月分以後の月分の利用者 負担額について適用し、同年8月分までの月分の利用者 負担額については、なお従前の例による。

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する 法律施行細則をここに公布する。

平成29年9月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第42号

奈良市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)の施行について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令(平成20年政令第337号)及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省・国土交通省令第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(歴史的風致形成建造物の指定に係る意見及び同意)
- 第2条 法第12条第2項の規定による所有者及び施設管理者の同意は、歴史的風致形成建造物指定同意書・不同意書(別記第1号様式)に意見を付して行うものとする。 (歴史的風致形成建造物の指定の提案)
- 第3条 法第13条第1項又は第2項の規定による提案は、 歴史的風致形成建造物指定提案書(別記第2号様式)に より行うものとする。

(歴史的風致形成建造物の標識)

- 第4条 法第14条第2項の規定により設置する標識(以下 この条において「標識」という。)には、次に掲げる事 項を記載するものとする。
 - (1) 歴史的風致形成建造物の名称
 - (2) 指定番号
 - (3) 指定年月日
 - (4) 奈良市の表示
- 2 標識の様式は、別記第3号様式のとおりとする。
- 3 標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(歴史的風致形成建造物の増築等の届出等)

- 第5条 法第15条第1項の規定による届出は、歴史的風致 形成建造物増築等届出書(別記第4号様式)により行う ものとする。
- 2 法第15条第2項の規定による届出は、歴史的風致形成 建造物増築等変更届出書(別記第5号様式)により行う ものとする。

(歴史的風致形成建造物の所有者の変更の届出)

第6条 法第18条の規定による届出は、歴史的風致形成建造物所有者変更届出書(別記第6号様式)により行うものとする。

(歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の徴収)

第7条 法第20条の規定により報告を求められた者は、歴史的風致形成建造物現状報告書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 意 見 (1) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す締尺 2,500 分の 1 以上の図面 (2) 当該建造物の写真 (2 方向以上から撮影したもの) (3) 当該建造物に提案者以外の所有者がいるときは、その全員の同意を得たことを託する書類 (4) 提案者が歴史的風致維持向上支援法人である場合は、当該建造物の所有者全員の同意を得たことを託する書類 1 ※印の欄は、該当する□にレを記入して下さい。 		同意の有無 ※ □ 同意します □ 同意できません	建造物の名称	年 月 日付け 第 号で照会のあった下記の建造物の歴史的風致形成建造物 下記の建造物について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項に規定す の指定に関して、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第2項の規定により、下 る歴史的風致形成建造物に指定されるよう、同法第13条第 項の規定により提案します。 記のとおり意見を付して回答します。	歷史的風致形成建造物指定同意書	Caracter (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入) (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)	(所有者・施設管理者) (提案者) 住所 住所 氏名 印 電話番号 自	(提案者) 住所	下記の建造物について、 る歴史的風發形成建造物に 建造物の所在生 推造物の所在生 及に掲げる図書を添付し (1) 当該建造物の販地 (2) 当該建造物の販地 (3) 当該建造物の販地 (4) 提案者が歴史的原 とを証する書類	1 (名を記入) (たより、下	所の所在地、名称及び代表者のJB 不同意書 下記の建造物の歴史的風致形 る法律第12条第2項の規定	(所有者・施設管理者) 住所 氏名 電話番号 (法人の場合は、主たる事務) 類 号で照会のあった 前 二 同意します	(五) 谷良市長 歴史的 年 月 日付け 日間して、地域における歴史 同意の有無 ※ 同意の有無 ※ 建造物の角布 議造物の所在地 達造物の所在地 きき きょう きょう きょう きょう きょう きょう きょう かん はい きょう かん はい はい かん はい はい かん はい
mrか 次に掲げる図書を添けしてください。	建造物の名称		□ 同意します □ 同意できません	記 □ 同意します □ 同意できません	16	19	16		和				建造物の所在地
a			□ 同意します □ 同意できません	記	16	Ю	16		- 特殊の理由				建造物の名称
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16	1∕⊙	16	(提3 作3 (株3 (株3 (株3 (株3 (株3 (株3 (株3 (株3 (株3 (株	(提3 自) 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)	(提案者) 住所 月 店名 電話番号							5) 奈良市長
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19	10	₩.	(宛先) 奈良市長 住所 住所 氏名 同 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入) 歴史的風数形成建造物指定同意書・不同意書	(所有者・施設管理者) (税名) 住所 印 氏名 印 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)	(所有者・施設管理者) (提案者) 住所 住所 氏名 印 所 氏名 電話番号 電話番号	(宛先) 奈良市長		(宛先) 奈良市長				
₩ 電	16	16	16	年 月 日 (宛先) 奈良市長 (宛先) 奈良市長 (施2) 住所有者・施設管理者) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(所有者・施設管理者) (知先) 奈良市長 (所有者・施設管理者) (提多 丘名 同 直話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)	(所有者・施設管理者) (紀集者) 住所 日 (日本) (根案者) 住所 日本 氏名 日本 日本 日本	年月日 (施先) 奈良市長	用	(宛先) 奈良市長				
形 ン い	形 ン い	既 ン ン	既 ン い	第2号様式 (第3条関係) (施2) (施3) (施3) (施3) (施3) (施3) (施3) (施3) (施3	第2号様式 (第3条関係) (河先) 奈良市長 (提3	第 2 亏 様式 (第 3 条 関 徐) 年 月 (施 宏 的) 在 所 在 所 上 名 電話番号 印	第 2 亏 棟 式 (第 3 条 関 徐) 年 月 (宛先) 奈良市長	年 月	第 2 亏 様式 (第 3 条 関係 (宛先) 奈良市長	ш	m		

	(宛先) 奈良市長
そう 歴史的風致形成建造物	(届出者) 住所 丘水
名称	各号 の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の
指定番号第一号	歷史的風致形成建造物增築等届出書
指定年月日年月日日	地域における歴史的風致の維特及び向上に関する法律第15条第1項の規定により、下記のとおり届け 出ます。
奈良 市	(行為の種類 ※ □増築 □改築 □移転 □除却
	指定番号
	建造物の名称
	行為の場所
	着手予定日
	行為の設計又は施行方法
	完了予定日
	備考 1 ※の欄は、該当する□にレを記入してください。 2 次に掲げる図書を添付してください。 (1) 当該行為の設計仕様書及び設計図 (2) 当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面 (3) 当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真 (4) 届出者が歴史的風致形成建造物の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

第5号様式 (第5条関係)	第6号様式 (第6条関係)	
年 月 日		年 月 日
(宛先) 奈良市長	(宛先) 奈良市長	
(届出者) 住所 氏名		(届出者 (新所有者)) 住 所 F & El
電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)		各号 .の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の
歷史的風致形成捷造物增築等変更届出書		歷史的風姿形成建造物所有者変更届出書
年 月 日付けで届け出た歴史的風致形成建造物の増築等について、下記のとおり設計 又は施行方法を変更したいので、地域における歴史的風致の維特及び向上に関する法律第 15 条第2項の 規定により届け出ます。	下記のとおり歴史的風致形成建造物の所有者を 上に関する法律第18条の規定により届け出ます。	下記のとおり歴史的風致形成建造物の所有者を変更したので、地域における歴史的風致の維持及び向 に関する法律第18条の規定により届け出ます。
理		교
行為の種類 ※ □増築 □改築 □移転 □除却	指 府 番 号	継中中
指 定 番 另	15 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
建造物の名称	(年)日初の別仕地	
行為の場所		形区
着手予定日	新所有者	所 在 地
行為の設計又は施行方法		氏名又は名称及び代表者名
完了予定日		拉及
編 が 1	1	
1 ※の幅は、窓当のコニアが問入していてです。 2 ※に掲げる図書を添付してください。 (1) 当該行為の設計仕様書及び設計の (2) 当該麻中的国の形は確非数の動出などがに当該事も周辺の実治を示す線 9 500 分の1		氏名又は名称 及び代表者名
コドエス・アスペアのエニがの水の火の広日エント・コドルルにはアンバルロインは、 以上の図面 当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真 届出者が歴史的風致形成建造物の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意	変更の理由	

指 定 番 号 第 号 建造物の名称

(平成29年9月4日掲示済)

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成29年9月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第43号

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号) の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 予算(第54条—第58条)」を 「第5章の2 報告セグメント(第53条の2) に改める。

第6章 予算 (第54条—第58条)

7

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 報告セグメント

(セグメントの区分)

第53条の2 病院事業の会計に関して、セグメント情報の 開示に伴うセグメント区分は、次のとおりとする。

- (1) 病院
- (2) 看護専門学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年9月4日掲示済)

告 示

奈良市告示第588号

奈良市柳生の里観光施設(旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩 陣屋跡及び柳生観光駐車場)の指定管理者を公募しますの で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に 関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定に より、次のとおり告示します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 観光施設の所在地及び名称

奈良市柳生町155番地の1

旧柳生藩家老屋敷

奈良市柳生町337番地

旧柳生藩陣屋跡

奈良市柳生下町491番地

柳生観光駐車場

- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
 - (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
 - (3) 観光振興及び地域の活性化に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市観光経済部観光振興課
 - (2) 申請期間

平成29年9月1日から平成29年10月2日まで

(3) 提出書類

奈良市柳生の里観光施設指定管理者指定申請書に、 次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市柳生の里観光施設指定管理者事業計画書
- イ 奈良市柳生の里観光施設指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあっては、会則その他これに類 する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び 貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわか る書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村 民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団 関係者を再委託先としない旨の誓約書
- ケ 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係 る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定 管理者の指定の申請の手続に係る委任状
- 5 その他

その他の詳細は、奈良市柳生の里観光施設指定管理者 募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部観光振興課

電話0742-34-5135

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第589号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

 公の施設の所在地及び名称 奈良市手貝町14番地の1 奈良市転害門前観光駐車場

- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 観光駐車場の供用に関すること。
- (2) 観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所 奈良市鳴川町37-4 奈良市観光経済部奈良町にぎわい課
 - (2) 申請期間

平成29年9月1日から平成29年10月2日まで

(3) 提出書類

奈良市転害門前観光駐車場指定管理者指定申請書に、 次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者事業計画書
- イ 奈良市転害門前観光駐車場指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明 書(法人以外の団体にあっては、会則その他これに 類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸 借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる 書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その 他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村 民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係 る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定 管理者の指定の申請の手続に係る委任状
- ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力 団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- 5 その他

詳細は、「奈良市転害門前観光駐車場指定管理者募集 要項」によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

電話0742-24-8936

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第590号

平成29年奈良市告示第208号(予防接種の実施)の一部 を次のように改正する。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第591号

次のとおり電子入札による総合評価落札方式一般競争入 札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16 号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、奈良市建設工事低入札価格調査制度

試行要領に基づく低入札価格調査を行います。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 (仮称) 辰市こども園園舎新築工事
 - (2) 工事場所 奈良市杏町414番4他8筆
 - (3) 工 期 契約の日から平成30年3月30日まで
 - (4) 工事概要 建築主体工事一式 外構工事一式
 - (5) 予定価格 333,050千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 調査基準モデル型算出価格 287,127千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第592号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名 特別史跡特別名勝平城京左京三条二坊宮 跡庭園保存整備工事
- (2) 工事場所 奈良市三条大路一丁目5-37
- (3) 工事期間 契約の日から平成30年3月16日まで
- (4) 工事概要 造園工事

造園工事(庭園保存整備)一式 建築工事 素屋根工事一式

(5) 予定価格 19.983千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 15,452千円

(消費税及び地方消費税を除く。) (平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第593号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規 定により、指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、 同法第85条第1号の規定により公示します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	Ē	事業所	事美		指 定
争未別留力	所在地	名称	法人所在地	法人名	年月日
2970107674	奈良市押熊町1110 - 1	ケアプランセンターも りの木	奈良市押熊町1110-1	有限会社エイジング	平成29年 9月1日
2970107682	奈良市南登美ヶ丘 15番1号	パナソニックエイジフ リーケアセンター 奈 良登美ヶ丘・ケアマネ ジメント	大阪府門真市大字門真 1048番地	パナソニックエイジフ リー株式会社	平成29年 9月1日

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第594号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第 82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居 宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護

| 予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2 号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公 示します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

【居宅介護支援】

事業所番号	Ē	事業所		事業者		廃止
事 果別留万	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970104499	奈良市大宮町 1 - 5 - 36 - 101	スーパー・コート J R奈良駅前ケアプラ ンセンター	大阪府大阪市西区西本町1-7-7	株式会社スーパー・コート	9120001044281	平成29年 7月31日

【特定(介護予防)福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止
尹 未別留 5	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970103558	奈良市登美ヶ丘 二丁目2番15号		奈良市登美ヶ丘二 丁目2番15号	株式会社ひまわりの会	1150001001997	平成29年 8月31日

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第595号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

奈良阪第2号緑地法面保護工事ほか34件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事場所、工期、工事概要、 予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型価格 価格は別表のとおり)

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第596号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称 奈良市針ヶ別所町1025番地 奈良市都祁農畜産物処理加工施設 奈良市都祁農林水産物処理加工施設 奈良市針町345番地

奈良市針テラス情報館

- 2 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 処理加工施設及び情報館の事業の実施に関すること。 ア 処理加工施設の事業の実施に関すること。
 - ①農畜産物等の加工に関すること。
 - ②その他処理加工施設の設置目的を達成するために 必要な事業
 - イ 情報館の事業の実施に関すること。
 - ①観光の案内及び情報の提供に関すること。
 - ②「つげの畑高原屋」の運営に関すること。
 - ③その他情報館の設置目的を達成するために必要な 事業
- (2) 処理加工施設及び情報館の施設の利用届の受理(使用の承認)及び利用(使用)制限に関すること。
- (3) 処理加工施設及び情報館の施設及び附属設備の維持に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

- 4 指定申請の方法
- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市都祁白石町1026番地の1

奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課

(2) 申請期間

平成29年9月1日から平成29年10月2日まで

(3) 提出書類

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林 水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指定管 理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してくださ い。

- ア 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農 林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指 定管理者事業計画書
- イ 奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農 林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館指 定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあっては、会則その他これに類 する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び 貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわか る書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村 民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係 る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定 管理者の指定の申請の手続に係る委任状
- 5 その他

その他の詳細は、奈良市都祁農畜産物処理加工施設・ 奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス 情報館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民生活部都祁行政センター地域振興課 電話0743-82-0201

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第597号

なら工藝館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成29年9月1日

- 1 公の施設の所在地及び名称 奈良市阿字万字町1番地の1 なら工藝館
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 事業の実施に関すること
 - ア 奈良工芸品並びにその制作道具及び材料の収集及

び展示に関すること。

- イ 奈良工芸に関する情報の発信に関すること。
- ウ 奈良工芸の研究、創造及び制作技術の伝承に関す ること。
- エ 工芸展の開催に関すること。
- オ 工芸の制作実演及び体験教室の開催に関すること。
- カ その他館の設置目的を達成するために必要な事業
- (2) 施設の使用申請等に関すること。
- (3) 館の施設及び附帯設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市観光経済部産業振興課
 - (2) 申請期間

平成29年9月1日から平成29年10月2日まで

(3) 提出書類

なら工藝館指定管理者指定申請書に、次の書類を添 えて提出してください。

- ア なら工藝館指定管理者事業計画書
- イ なら工藝館指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあっては、会則その他これに類 する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び 貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわか る書類

(自動車3件)

- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書そ の他活動の内容及び財務の状況がわかる資料
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体及びその代表者が平成28年度分の法人市町村 民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係 る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定 管理者の指定の申請の手続に係る委任状
- ケ 誓約書
- 5 その他

その他の詳細は、なら工藝館指定管理者募集要項によ ります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部産業振興課

電話 0742-34-4741

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第598号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を 実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市 規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、 ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインター ネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官 公庁オークション)による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量(L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	いす 、エルフ2 t ダンプ (不動車部品取り用)	平成9年7月	4.33	10,000	1,000
車-2	ダイハツハイゼットカーゴ (CNG)	平成17年9月	0.65	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の 入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市告示第599号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年9月3日

3 移動対象区域

IR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条 例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定す る市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除 く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内 は無料)
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成29年9月4日掲示済)

奈良市告示第600号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有 者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、 奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59 年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。 平成29年9月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日 平成29年9月4日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日 平成29年2月2日、同月5日、同月7日、同月14日、 同月16日、同月17日、同月20日、同月21日及び同月23日 (平成29年9月4日掲示済)

奈良市告示第601号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成29年8月22日 奈良市指令整開 第17A-21号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年9月5日 第1588号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市秋篠町865番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市秋篠町865番地の1 嶋田 三義

(平成29年9月5日掲示済)

奈良市告示第602号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成29年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成29年9月5日掲示済)

奈良市告示第603号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成29年9月5日
- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺 及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年9月5日掲示済)

奈良市告示第604号

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を次のように改正する告示を次のように定める。

平成29年9月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改 正する告示

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱(平成19年奈良 市告示第200号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号ア中「2年度に1回」を「3年度に 1回」に、「4年度に1回」を「4年度又は5年度に1回」 に改める。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 特別監査は、その運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施するものとし、その実施に当たっては、国が定める要綱等に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
- 4 社会福祉法人に対する一般監査と施設又は事業に対する一般監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが本市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情があるときは、本市の判断により、監査の実施の周期を

3年度に1回を超えない範囲で設定することができる。 この場合において、法人の理解と協力が得られるよう十 分に配慮するものとする。

附則

この告示は、平成29年9月5日から施行する。

(平成29年9月5日掲示済)

奈良市告示第605号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	女性の就業支援事業業務委託
業務内容	別添の仕様書に記載のとおり
契約形式	委託契約
契約期間	契約締結日から平成30年3月15日まで

以下省略

(平成29年9月6日掲示済)

奈良市告示第606号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理 課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば いつでも交付します。

平成29年9月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者省略

(平成29年9月6日掲示済)

奈良市告示第607号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年9月7日 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京 駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成29年9月7日掲示済)

奈良市告示第608号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成29年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産 緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域 奈良市秋篠町、押熊町、西大寺竜王町一丁目、東九条 町、中山町、宝来三丁目、宝来四丁目及び法蓮町の各一 部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 平成29年9月8日から平成29年9月22日まで
- 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画課に平成29年9月22日までに必着するように提出してください。

(平成29年9月8日掲示済)

奈良市告示第609号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 事業名称

校務系・教育系システム等の賃貸借

(2) 調達するシステム範囲

校務系及び教育系ネットワーク、学校共用センターサーバー環境、校務支援システム環境、学校ホームページ公開環境、校務用端末、教育用端末、教育用ネットワーク環境(LAN敷設、無線LANを含む。)の構築

に関連するハードウェア、周辺機器並びにソフトウェ アを含めた校務系・教育系システムの一式

(3) 実施スケジュールの調整 実施スケジュールの作成・調整 (教育センター及び 各学校における作業を含む。)

(4) 作業

システム範囲に記載の実現に係る要件確定、設計、 構築、設置、テスト、運用支援、工程管理等、本件仕 様書に記載の内容を実現するのに必要となる各種作業 一式

- (5) 保守、復旧作業及び運用支援 契約期間中の保守、復旧作業及びシステム運用に対 する支援
- (6) 納入条件

校務系・教育系システム一式及び関連する文書一式

- (7) 保険
- (8) その他

以下省略

(平成29年9月8日掲示済)

奈良市告示第610号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成29年9月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年9月8日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅 周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年9月10日掲示済)

奈良市告示第611号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告いたします。

平成29年9月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 Tobu直売所マルシェ事前業務委託
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 契約締結日から平成29年12月22日まで
 - (4) 担 当 課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課 電話 0742-34-5172

以下省略

(平成29年9月8日掲示済)

奈良市告示第612号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示し ます。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
秋山歯科医院	奈良県奈良市橋本町 5 好生ビル301	平成29年6月24日

(平成29年9月12日掲示済)

りましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第613号

奈良市告示第614号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	ファーマシー木のうた薬局 西の京店	奈良県奈良市六条西一丁目959	平成29年4月6日
新	ファーマシー木のうた薬局 西の京店	奈良県奈良市六条西一丁目1-50	十成29千4万0日

(平成29年9月12日掲示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年9月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ならこころのクリニック	奈良県奈良市東向北町25-1 コンフォート吉村1階	平成29年9月1日

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第615号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施	術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	他們の埋栽	11年十月日
吉澤 浩志			
日向整骨院	奈良県奈良市恋の窪三丁目8 番1-2号	柔道整復	平成29年8月7日

(平成29年9月12日掲示済) | 平成29年9月12日

奈良市告示第616号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物 品 名 米穀 (第1ブロック)
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
 - (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり
 - (5) 担 当 課 奈良市子ども未来部こども園推進課 電話 0742-34-5493

以下省略

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第617号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物品名 米穀(第2ブロック)
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
 - (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり
 - (5) 担 当 課 奈良市子ども未来部こども園推進課 電話 0742-34-5493

以下省略

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第618号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 物 品 名 米穀(第3ブロック)
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (5) 担 当 課 奈良市子ども未来部こども園推進課 電話 0742-34-5493

以下省略

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第619号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 物 品 名 米穀 (第4ブロック)
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (5) 担 当 課 奈良市子ども未来部こども園推進課 電話 0742-34-5493

以下省略

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第620号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年9月12日

- 1 入札に付する事項
- (1) 物 品 名 米穀(第5ブロック)
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり

(5) 担 当 課 奈良市子ども未来部こども園推進課 電話 0742-34-5493

以下省略

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第621号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物品名 米穀(第6ブロック)
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
 - (4) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (5) 担 当 課 奈良市子ども未来部こども園推進課 電話 0742-34-5493

以下省略

(平成29年9月12日掲示済)

奈良市告示第622号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年9月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成29年5月9日 奈良市指令整開 第17A-5号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年9月13日 第1589号 公共施設 平成29年9月13日 第763号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市八条五丁目335番1の一部、336番1の一部、337番1の一部、342番1の一部、343番2の一部及び344番4の一部

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市柏木町519番23号 株式会社吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市八条五丁目335番1の一部、336番1の一部、337番1の一部、342番1の一部、343番2の一部及び344番4の一部

(2) 下水道

奈良市八条五丁目336番1の一部、337番1の一部、342番1の一部、343番2の一部及び344番4の一部 (平成29年9月13日掲示済)

奈良市告示第623号

下記の者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第22条の規定に基づく平成28年8月30日届出の転入届及び 同法第24条の規定に基づく平成28年9月12日届出の転出届 は、事実に基づかない虚偽の届出であることが判明しまし た。そのため、これらの届出に基づく処理を取り消し、交 付済みの住民票の写し及び国民健康保険被保険者証を無効 とします。

平成29年9月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

以下省略

(平成29年9月13日掲示済)

奈良市告示第624号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成29年9月14日
- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年9月14日掲示済)

奈良市告示第625号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その3) ほか22件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事場 所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び 最低制限モデル型価格価格は別表のとおり)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

奈良市告示第626号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 鴻ノ池陸上競技場大型映像装置設置工事 に伴う設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月16日まで
- (4) 業務概要 設計業務委託 大型映像装置 一式 地質調査業務委託 一式

ロータリーボーリングΦ 116mm

1か所 計25m

標準貫入試験 25回

土の密度試験 1資料

土の含水比試験 1資料

(5) 予定価格 12,267千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 9.492千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

(| 1000 | 0 / 110 | 19/110

奈良市告示第627号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 測量設計業務委託(六条一丁目地内·中部第338号線)
 - (2) 業務場所 奈良市六条一丁目地内
 - (3) 業務期間 契約の日から平成30年2月28日まで
 - (4) 業務概要 設計延長 L = 50 m 交差点数 N = 1 か所 測量業務一式 歩道詳細設計一式 平面交差点詳細設計一式
 - (5) 予定価格 4,770千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 3,485千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

奈良市告示第628号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 六条奈良阪線予備設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市南京終町~桂木町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月23日まで
- (4) 業務概要 道路予備設計(A) L=800m 平面交差点設計一式

都市計画変更図書作成一式

道路交通量調査(3か所1日7時~19時)一式

₩ C 700 1 H

(5) 予定価格 6,780千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 4,958千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

奈良市告示第629号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 奈良市地域コミュニティ無線電波伝搬調査業務委託事業の概要

本事業は、通常時は地域に密着した定時放送、お知らせ等に使用し、非常時には市の同報系防災行政無線と連携し、避難情報を放送するための「地域コミュニティ無線」を整備するため、市が指定した特に同報系防災行政無線が受信しがたい地域において電波伝搬調査委託を行う。

- 2 事業範囲
 - (1) 事業内容
 - ア 調査にかかる打合せ及び調整 調査計画、市同報系防災行政無線との調整
 - イ 机上検討

市の指定する地域の電波伝搬机上検討、検討結果 の報告

ウ電波伝搬調査

市の指定する地域における地域コミュニティ実験 局による電波伝搬調査を実施し、電波受信レベルの 測定を行う。

工 調査結果報告

調査結果に基づき、仕様書に定める資料を提出すること。

- (2) 事業完了予定日 平成30年2月28日 (水)
- (3) 作業実施場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟 2階危機管理課内他、「(別添1)入札仕様書」の 「(別添2)設定実施地域一覧」に記載の地域 (4) 仕様

詳細な仕様は、「(別紙1)入札仕様書」のとおり

- 3 契約方法
- (1) 契約名称

奈良市地域コミュニティ無線電波伝搬調査業務委託 事業の委託契約

(2) 契約形態委託契約

(3) 契約条項

「(別紙3) 奈良市地域コミュニティ無線電波伝搬調査業務の委託契約書(案)」のとおり

以下省略

(平成29年9月19日掲示済)

奈良市告示第630号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年9月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成29年5月25日 奈良市指令整開 第17A-2号
- 1 入札に付する事項

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年9月20日 第1590号 公共施設 平成29年9月20日 第764号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市池田町247番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市池田町16番地の4 特定非営利活動法人 アンダンテ農園 理事長 六十谷 進
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路

奈良市池田町247番1の一部

(2) 防火水槽

奈良市池田町247番1の一部

(平成29年9月20日掲示済)

奈良市告示第631号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

項目	概要
業務名称	寧波青少年交流プログラム渡航業務委託
業務内容	「仕様書」に記載のとおり
委託期間	委託契約
契約形式	契約締結日から平成29年11月30日 (木) まで

以下省略

(平成29年9月21日掲示済)

奈良市告示第632号

平成28年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成29年9月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1	この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成29年9月21日掲示済)

奈良市告示第633号

平成29年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で 保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、い つでも交付します。

平成29年9月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

]	この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2	2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成29年9月21日掲示済)

奈良市告示第634号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年9月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成29年6月15日 奈良市指令整開 第17A-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年9月21日 第1591号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市中山町西三丁目445番1の一部及び445番3の一 郊
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市中山町西一丁目781番地の4 金澤 勇

(平成29年9月21日掲示済)

奈良市告示第635号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成29年9月22日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西/ 京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年9月22日掲示済)

奈良市告示第636号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に 基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管 理課において一般の縦覧に供します。

平成29年9月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区	間	延長 (m) 幅員 (m)	備考
中部第1500号線	西大寺南町2383番地先から	西大寺南町2410番3まで	L = 147.0 $W = 24.6 \sim 28$	

(平成29年9月22日掲示済) |

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管 理課において一般の縦覧に供します。

平成29年9月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第637号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に 基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	X	間	延長 (m) 幅員 (m)	備考
中部第1500号線	西大寺南町2383番地先から	西大寺南町2410番3まで	L = 147.0 $W = 24.6 \sim 28$	

(平成29年9月22日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管 理課において一般の縦覧に供します。

平成29年9月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第638号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に 基づき、次のように道路の供用を廃止します。

 路線名
 区
 間
 延長(m)
 備 考

 中部第686号線
 西大寺南町224番13地先から
 西大寺南町2354番1地先まで
 L=170

(平成29年9月22日掲示済)

奈良市告示第639号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理 課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば いつでも交付します。

平成29年9月22日

- 1 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者

省略

(平成29年9月22日掲示済)

奈良市告示第640号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、 次のとおり告示する。

平成29年9月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 業務の名称

会計事務に係る人材派遣業務

以下省略

(平成29年9月25日掲示済)

奈良市告示第641号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成29年9月26日
- 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年9月26日掲示済)

奈良市告示第642号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年9月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成29年9月28日
- 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年9月28日掲示済)

奈良市告示第643号

平成29年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成29年9月29日

- 1 平成29年度奈良市一般会計補正予算(第2号)
- 2 平成29年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)
- 3 平成29年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

第1表 歲入歲出予算補正

派人

次に定めるところによる。	
#	
(第2号)	
一般会計補正予算	
)年度奈良市の-	
平成29	

平成29年度奈良市一般会計

補正予算 (第2号)

- ペイン・マスススコン など口間ようす ペクラン ないがらし したもの。 (歳入歳出子算の補正) 你1条 歳入歳出子算の総額に、歳入歳出それぞれ435,505千円を追加し、據入竣

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ435,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,064,502千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

(債務負担行為の補正)

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

	千円 ,978	176	143,889	,011	303,340	303,340	396,704	396,704	434	963	500	,200	,502
吉	4-P	2,065,176	143	1,446,011	303	303	396	396	3,349,434	1,931,963	12,255,200	12,255,200	128,064,502
潜 压 瓮	4円 52,901	46,333	1,823	4,745	1,000	1,000	375,704	375,704	1,000	1,000	4,900	4,900	435,505
特圧形の復	7-1月	2,018,843	142,066	1,441,266	302,340	302,340	21,000	21,000	3,348,434	1,930,963	12,250,300	12,250,300	127,628,997
新		国附補助金	. 国 章 参 託 金	国际交付金		4 路路		. 機 越 验		. 雑. 入		1.市 ()	右
荟	原文出金	63	8	4	BP 的	- H	越	-	収入	4	\$	н	资 人
	15. 国				18. 海		20. 韓		21. 3%		22. 市		

	4			
	#		1	
		5	₹	

去	4.042,020	1,519,900	548,448
計 田 劉	30,000	10,000	20,000
補正前の額	千円 14,012,020	1,509,900	528,448
		蘇	出資
頂			本 本 使
		4	压糊
		0.1	4
	*		
歌	\$		
	2. 意		

第3表 地方債補正

		4円
	液	千円 702,600
類	H	
	舞	
型		平丹 697,700
	崔	697,
談	出	
	舞	
		継
		詩
	H	框
	S	20
		訤
1	机	選
		淖
		類

左	千円 57,482,129	25,778,441	18,312,937	13,179,884	10,259,416	1,902,553	988,188	988,188	10,897,090	1,364,129	128,064,502
計 記	4円 385,127	123,174	200,578	61,375	18,378	18,378	1,000	1,000	1,000	1,000	435,505
補正前の額	千·H 57,097,002	25,655,267	18,112,359	13,118,509	10,241,038	1,884,175	987,188	987,188	10,896,090	1,363,129	127,628,997
五		1. 社会福祉费	2. 児童福祉費	3. 生活保護費		2.保健所赀		1. 机光 数		6.社会教育费	哲
	生 教				生 費		光療		拉		翌
茶	ь П				4.16		8 . 100		11. 1%		報

限度額	FH 81,600	309,454	5,111,000	2,489,000千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額
H	平成29年度から 平成30年度まで	平成29年度から 平成30年度まで	平成29年度から 平成32年度まで	平成29年度から 平成47年度まで
101	333.355.0		37.6.7	
	910 77	綵	巛	岩
	黎	私立保育所施設整備費補助事業	₩	**
	继	差		築
膏	食調 理業 務	金	4	綵
	何	赵	劉	ə
龄	を	加	100	景
	名と図	鉴	195	- T-
	-D	华	被	
	ΔJ	\$3 \$4		梅
	+1	24	157	推

第2表 債務負担行為補正

平成29年度奈良市国民健康保險 特別会計補正予算(第1号)

平成29年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ

11 H Bo

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209,067千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,709,067千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の粽・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(註) 「第10款 諸収入」を「第11款 諸収入」に改める。

144,602

2,894,240

144,602

2,749,638

入

髼

基金

0.1

Ø

類

蒙

10

셯

K

*

6

以入

財産運用

K

흑

Ħ

₽± 91

£ 6

吉

湘 正 新

補正前の額

H.

袋 窟

第1表 歲入歲出予算補正

X

盤

91

64,375

64,375

1

셤

製法

继

44,709,067

44,500,000

⟨ū

K

報

64,375

64,375

	\mathbb{H}
	経

岩	4円	16	254,777	249,977	44,709,067
補 正 質	106	06	208,977	208,977	209,067
補正前の額	4-FE	п	45,800	41,000	44,500,000
Mr.		1. 基金 積立金		1. 遗传加效金	神
葵	税 立 金		田田		丑
#IG	9. 恭 企		11. 藩 攻		簽

44,289

平円 44,289

44,289

領

쑆

彩

領

校

鬃

芒

正数

是

補圧財の復

哥

第1表 歲入歲出予算補正

K

整

29,424,289

29,380,000

吉

乍

松

平成29年度奈良市介護保險 特別会計補正予算(第1号)

平成29年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ

000

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44,289千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ29,424,289千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

29,424,289 吉 ÷円 44,289 44,289 44,289 出 課 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。 +円 13,000 13,000 29,380,000 補圧前の額 及就 領長 吉 H 遺行 經說 ⟨a 섽 「第7款 丑 丑 荻 × 経 \mathbb{H} (#) 製

(平成29年9月29日掲示済)

奈良市告示第644号

平成29年奈良市議会9月定例会において認定の議決がなされた次に掲げる奈良市歳入歳出決算及び奈良市公営企業決算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年9月29日

- 1 平成28年度奈良市一般会計歲入歲出決算
- 2 平成28年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算
- 3 平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成28年度奈良市土地区画整理事業特別会計歲入歲出 決算
- 5 平成28年度奈良市市街地再開発事業特別会計歲入歲出 沖質
- 6 平成28年度奈良市公共用地取得事業特別会計歲入歲出 決算
- 7 平成28年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成28年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 9 平成28年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歲入歲出決算
- 10 平成28年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算
- 11 平成28年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算
- 12 平成28年度奈良市病院事業会計決算
- 13 平成28年度奈良市水道事業会計決算
- 14 平成28年度奈良市都祁水道事業会計決算
- 15 平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算
- 16 平成28年度奈良市下水道事業会計決算

算書
田
人影
一般会計歲
年度
00
平成2

△46, 821, 000	0	0	183, 179, 000	183, 179, 000
△169,000	0	0	3, 150, 000	3, 150, 000
△169,000	0	0	3, 150, 000	3, 150, 000
5, 323, 000	0	0	185, 323, 000	185, 323, 000
5, 323, 000	0	0	185, 323, 000	185, 323, 000
△25, 763, 553	0	0	274, 236, 447	274, 236, 447
△25, 763, 553	0	0	274, 236, 447	274, 236, 447
△513, 347, 000	0	0	5, 386, 653, 000	5, 386, 653, 000
△513, 347, 000	0	0	5, 386, 653, 000	5, 386, 653, 000
△385, 662, 000	0	0	214, 338, 000	214, 338, 000
△385, 662, 000	0	0	214, 338, 000	214, 338, 000
△487, 425, 000	0	0	412, 575, 000	412, 575, 000
△487, 425, 000	0	0	412, 575, 000	412, 575, 000
7, 173, 000	0	0	107, 173, 000	107, 173, 000
7, 173, 000	0	0	107, 173, 000	107, 173, 000
63	0	0	63	63
△32, 302, 000	0	0	537, 698, 000	537, 698, 000
△28, 136, 000	0	0	221,864,000	221, 864, 000
△60, 437, 998	0	0	759, 562, 002	759, 562, 002
1, 140, 925	146,092,435	50, 416, 856	3, 212, 896, 925	3, 409, 406, 216
25, 292, 314	8, 074, 952	1, 376, 800	987, 457, 314	996, 909, 066
464,000	0	0	7, 329, 000	7, 329, 000
△194,000	0	161, 470, 745	0	161, 470, 745
9,775,310	0	0	1, 825, 804, 310	1,825,804,310
△35, 402, 804	52, 895, 482	6, 332, 387	540, 523, 196	599, 751, 065
42, 703, 757	741, 297, 843	236, 400, 679	19, 089, 128, 757	20, 066, 827, 279
113, 594, 257	752, 092, 368	57, 574, 799	25, 602, 104, 257	26, 411, 771, 424
157, 373, 759	1,700,453,080	513, 572, 266	51, 265, 243, 759	53, 479, 269, 105
との比較	収入米労額	不納久損額	收入済額	調定額

禁	遊	子類現額
市税		51, 107, 870, 000
	1 市民税	25, 488, 510, 000
	2 国定資政税	19, 046, 425, 000
	3 略自動車税	575, 926, 000
	4 市たばこ税	1, 816, 029, 000
	5 特別土地保有税	194, 000
	6 入湯税	6, 865, 000
	7 非樂所稅	962, 165, 000
	8 棉杆計画税	3, 211, 756, 000
地方讓与税		820, 000, 000
	1 地方揮発油讓与稅	250, 000, 000
	2 自助車重量額与税	570, 000, 000
	3 地方道路踱与税	0
利子割交付金		100, 000, 000
	1 和子割交付金	100, 000, 000
配当割交付金		900, 000, 000
	1 配当洞交付金	900, 000, 000
株式等膜波所得割交付金		600, 000, 000
	1 株式等液液所得割交付金	600, 000, 000
地方消費税交付金		5, 900, 000, 000
	1 地方消費稅交付金	5, 900, 000, 000
ゴルフ場利用税交付金		300, 000, 000
	1 ゴルフ場利用税交付金	300, 000, 000
自動車取得稅交付金		180, 000, 000
	1 自動車取得税交付金	180, 000, 000
国有提供施設等所在市町村助成交付 金.		3, 319, 000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付 金	3, 319, 000
10 地方特例交付金		000 000 086

232	0	0	1, 198, 253, 232	1, 198, 253, 232
△29, 094, 931 △29, 094, 931	0 0	0 0	1, 532, 625, 069	1, 532, 625, 069
△62, 185, 163	0	0	240, 514, 837	240, 514, 837
△62, 185, 163	0	0	240, 514, 837	240, 514, 837
259, 560, 350	0	0	364, 830, 350	364, 830, 350
156, 864, 631	0	0	269, 330, 631	269, 330, 631
416, 424, 981	0	0	634, 160, 981	634, 160, 981
△1,340,142	0	0	74, 704, 858	74, 704, 858
△3,014,718	0	0	168, 838, 282	168, 838, 282
△188,000,535	0	0	1, 356, 791, 465	1, 356, 791, 465
61, 413, 127	0	0	5, 664, 503, 127	5, 664, 503, 127
△130, 942, 268	0	0	7, 264, 837, 732	7, 264, 837, 732
△435, 461, 966	0	0	1, 295, 587, 034	295, 587, 034
191,113	0	0	122, 253, 113	122, 253, 113
△761, 705, 729	0	0	2, 981, 722, 271	2, 981, 722, 271
△11, 563, 478	0	0	19, 347, 022, 522	347, 022, 522
△1, 208, 540, 060	0	0	23, 746, 584, 940	23, 746, 584, 940
△70, 593, 038	17, 879, 602	25, 300	609, 539, 962	627, 444, 864
△77, 632, 101	501, 009, 424	274, 240	1, 572, 868, 899	2, 074, 152, 563
△148, 225, 139	518, 889, 026	299, 540	2, 182, 408, 861	2, 701, 597, 427
△151, 647, 789	53, 593, 325	3, 326, 550	1, 297, 495, 211	1, 354, 415, 086
163, 818	0	0	3, 613, 818	3, 613, 818
△151, 483, 971	53, 593, 325	3, 326, 550	1, 301, 109, 029	358, 028, 904
△982,000	0	0	49, 018, 000	49, 018, 000
△982,000	0	0	49, 018, 000	49, 018, 000
△56, 981, 000	0	0	14, 212, 273, 000	14, 212, 273, 000
△56, 981, 000	0	0	14, 212, 273, 000	14, 212, 273, 000
△46, 821, 000	0	0	183, 179, 000	183, 179, 000
予算現額と収入済額 との比較	収入未済鑑	不納久損額	以入分数	20 円 元

数	臣	子等現在
	1 地方特例交付金	230, 000, 000
11 地方交付税		14, 269, 254, 000
	1 地方交付税	14, 269, 254, 000
12 交通安全対策特別交付金		50, 000, 000
	1 交通安全対策特別交付金	50, 000, 000
13 分担金及び負担金		1, 452, 593, 000
	1 分担金	3, 450, 000
	2 負担金	1, 449, 143, 000
14 佐用料及び手数料		2, 330, 634, 000
	1 使用料	1, 650, 501, 000
	2 手数料	680, 133, 000
15 国庫支出金		24, 955, 125, 000
	1 国庫負担金	19, 358, 586, 000
	2 国庫補助金	3, 743, 428, 000
	3 国庫委託金	122, 062, 000
	4 国庫交付金	1, 731, 049, 000
16 県支出金		7, 395, 780, 000
	1 界負担金	5, 603, 090, 000
	2 県補助金	1, 544, 792, 000
	3 県委託金	171, 853, 000
	4 肌交付金	76, 045, 000
17 财産収入		217, 736, 000
	1 財産運用収入	112, 466, 000
	2 財産売払収入	105, 270, 000
18 寄附金		302, 700, 000
	1 常附金	302, 700, 000
19 操入企		1, 561, 720, 000
	1 基金線入金	1, 561, 720, 000
20 綠越金		1, 198, 253, 000

(単位:円)

袋		子 第 現 額
	1 繰越金	1, 198, 253, 000
21 諸収入		3, 196, 994, 000
	1 延滞金・加算金及び過料	200, 001, 000
	2 預金利子	2, 210, 000
	3 貸付金元利収入	1, 148, 414, 000
	4 雑入	1, 846, 369, 000
22 市債		16, 550, 300, 000
	1 市債	16, 550, 300, 000
番	歳 入 合 計	133, 622, 278, 000

1, 297, 493, 500	499, 597, 500	28, 000, 000	7, 687, 805, 500
98, 129, 150	70, 129, 150	28, 000, 000	978, 812, 850 978, 812, 850
15, 369, 447	15, 369, 447	0	1, 385, 117, 553
15, 369, 447	15, 369, 447	0	1, 385, 117, 553
81, 832, 677	40, 480, 677	41, 352, 000	421, 917, 323
81, 832, 677	40, 480, 677	41, 352, 000	421, 917, 323
5,021,425	5, 021, 425	0	105, 134, 575
5, 021, 425	5, 021, 425	0	105, 134, 575
4,065,022	4,065,022	0	691, 831, 978
773, 370, 787	313, 527, 147	459, 843, 640	6, 262, 989, 213
127, 316, 090	127, 316, 090	0	1, 764, 359, 910
98, 654, 401	16, 868, 401	81, 786, 000	1, 861, 673, 599
1,003,406,300	461, 776, 660	541, 629, 640	10, 580, 854, 700
5, 146, 570	5, 146, 570	0	202, 451, 430
262, 378, 221	262, 378, 221	0	13, 115, 385, 779
1, 510, 808, 956	595, 499, 956	915, 309, 000	16, 533, 836, 044
847, 334, 184	847, 334, 184	0	25, 349, 828, 816
2, 625, 667, 931	1, 710, 358, 931	915, 309, 000	55, 201, 502, 069
3, 072, 069	3, 072, 069	0	80, 318, 931
3, 951, 539	3, 951, 539	0	24, 192, 461
2, 756, 709	2, 756, 709	0	158, 668, 291
73, 886, 190	46, 267, 190	27, 619, 000	521, 711, 810
141,890,962	141, 890, 962	0	1, 169, 543, 038
171, 888, 406	145, 388, 406	26, 500, 000	1, 796, 654, 594
680, 239, 282	559, 431, 282	120, 808, 000	10, 899, 023, 718
1, 077, 685, 157	902, 758, 157	174, 927, 000	14, 650, 112, 843
14, 343, 488	14, 343, 488	0	692, 012, 512
14, 343, 488	14, 343, 488	0	692, 012, 512
アギな低の大田が倒っていた。	不用額	翌年度繰越額	蒙然

袋	哥	子算現額
1 議会費		706, 356, 000
	1 議会費	706, 356, 000
2 総務費		15, 727, 798, 000
	1 総務管理費	11, 579, 263, 000
	2 企画費	1,968,543,000
	3 (飲(税)))	1, 311, 434, 000
	4 戸籍住民基本台帳費	595, 598, 000
	3. 建物器 5	161, 425, 000
	6 統計調查費	28, 144, 000
	7 監查委員費	83, 391, 000
3 民生費		57, 827, 170, 000
	1 社会福祉費	26, 197, 163, 000
	2 児童福祉費	18, 044, 645, 000
	3 生活保護費	13, 377, 764, 000
	4 国民年金事務費	207, 598, 000
4 術生費		11, 584, 261, 000
	1 保健衛生費	1, 960, 328, 000
	2 保健所費	1, 891, 676, 000
	3 清掃費	7, 036, 360, 000
	4 上水道費	695, 897, 000
5 労働費		110, 156, 000
	1 労働諸費	110, 156, 000
6 農林水産業費		503, 750, 000
	1 農林費	503, 750, 000
7 商工費		1, 400, 487, 000
	1 耐工費	1, 400, 487, 000
8 视光微		1,076,942,000
	1 视光漿	1, 076, 942, 000
4十十章		6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

(単位:円)

7, 926, 366, 963	4, 937, 062, 323	2, 989, 304, 640	125, 695, 911, 037
23, 875, 000	23, 875, 000	0	0
23, 875, 000	23, 875, 000	0	0
863, 612	863, 612	0	136, 388
1, 291, 643	1, 291, 643	0	708, 357
27, 953, 355	27, 953, 355	0	32, 046, 645
30, 108, 610	30, 108, 610	0	32, 891, 390
12, 465, 693	12, 465, 693	0	17, 640, 337, 307
12, 465, 693	12, 465, 693	0	17, 640, 337, 307
38, 503, 200	34, 096, 200	4, 407, 000	496, 800
6, 294, 600	6, 294, 600	0	7, 705, 400
44, 797, 800	40, 390, 800	4, 407, 000	8, 202, 200
144, 571, 291	144, 571, 291	0	348, 223, 709
231, 503, 339	131, 726, 339	99, 777, 000	1, 228, 095, 661
53, 904, 381	53, 904, 381	0	950, 533, 619
15, 328, 032	15, 328, 032	0	981, 124, 968
152, 822, 626	92, 553, 626	60, 269, 000	1, 939, 201, 374
736, 852, 955	421, 114, 955	315, 738, 000	2, 626, 297, 045
175, 432, 834	175, 432, 834	0	2, 475, 703, 166
1, 510, 415, 458	1, 034, 631, 458	475, 784, 000	12, 549, 179, 542
85, 755, 327	75, 755, 327	10, 000, 000	3, 762, 030, 673
85, 755, 327	75, 755, 327	10, 000, 000	3, 762, 030, 673
82, 373, 843	82, 373, 843	0	517, 481, 157
7, 362, 433	7, 362, 433	0	1, 921, 558, 567
608, 815, 944	183, 840, 944	424, 975, 000	2, 607, 023, 056
82, 380, 536	66, 380, 536	16, 000, 000	246, 232, 464
503, 165, 886	146, 244, 886	356, 921, 000	2, 303, 172, 114
13, 394, 858	13, 394, 858	0	92, 338, 142
XIII TO CO	用	超 华 短 雜 區 劉	源 佐 田

秋) in	子算現額
	1 土木管理費	105, 733, 000
	2 道路橋梁費	2, 806, 338, 000
	3 河川県	328, 613, 000
	4 指片計画業	3, 215, 839, 000
	5 下水道費	1, 928, 921, 000
	6 住宅費	599, 855, 000
10 消防費		3, 847, 786, 000
	1 消防費	3, 847, 786, 000
11 教育費		14, 059, 595, 000
	1 教育総務費	2, 651, 136, 000
	2 小学校费	3, 363, 150, 000
	3 中华校费	2, 092, 024, 000
	4 南等华校費	996, 453, 000
	5 幼稚園漿	1, 004, 438, 000
	6 社会教育費	1, 459, 599, 000
	7 保健体育費	2, 492, 795, 000
12 災害復旧費		53, 000, 000
	1 農林水産業施設災害復旧費	14, 000, 000
	2 土木施設災害復旧費	39, 000, 000
13 公債費		17, 652, 803, 000
	1 公債費	17, 652, 803, 000
14 辦支出金		63, 000, 000
	1 地元公共事業基金	60, 000, 000
	2 財政關整基金	2,000,000
	3 減債基金	1,000,000
15 予備費		23, 875, 000
	1 予備費	23, 875, 000

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
I					
1					
1					
I					
I	m m				
1	H H C				
I	366				
I	1, 065, 487, 865円 250, 000, 000円				
I	18,				
I	0,0				
1	25(
I	j ,,				
I	2 L				
I					
I					
I					
	==				
I	8¢ 8¢				
	残人				
	酸入酸田港引残額うち居金 報入額				
	中意				
	쓁				
	_ 4				
	±1				
	製 芸				
I	146				
	K 47,				
I	8 0				
	日度 パン				
I					
I					

(単位:円)

予算現額と収入済額 との比較

3, 083, 000

△556, 745, 231

△556, 745, 231

△553, 662, 231

× × × ×	ĬĠ.	1	加定額	収入労働	不納久損額	収入未済鑑
原支出金		0	3, 083, 000	3, 083, 000	0	0
	1 県補助金	0	3, 083, 000	3, 083, 000	0	0
2 諸収入		569, 260, 000	654, 382, 517	12, 514, 769	4, 113, 252	637, 754, 496
	1 貸付金元利収入	0	4, 113, 252	0	4, 113, 252	0
	2 維入	569, 260, 000	650, 269, 265	12, 514, 769	0	637, 754, 496
8	4	569 960 000	857 465 517	16 607 760	4 113 959	897 754 408

予算現額と支出済額 との比較	583	583	3,014,810	3,014,810	352	352	3, 015, 745
A 用	583	583	3,014,810	3, 014, 810	352	352	3.015.745
翌年度繰越額	0	0	0	0	0	0	0
版 版 知	6, 431, 417	6, 431, 417	7, 253, 190	7, 253, 190	552, 559, 648	552, 559, 648	566, 244, 255

歳入 歳 出 差 引 不 足 額このため翌年度歳入繰上充用金

550, 646, 486円 550, 646, 486円

7	五 子 算 現 箇	6, 432, 000	(6, 432, 000	10, 268, 000	10, 268, 000	552, 560, 000	金。 552,560,000	569, 260, 000
数田	鉄	1 住宅新築資金等貸付事業費	1 総務管理費	2 公債費	1 公債費	3 繰上充用金	1 繰上充用金	發 田 ゆ 坪

軸
100
海
出
\mathbb{H}
、歳出決算
6 特別会計 歲
盐
41
_
TIP.
155
W
国民健康保険将
-17
THE.
-
世
民
Ted!
IIII
11.4
庚
8年
N
+2
-
N

入 未 済 額 予算現額と収入済額 との比較	1, 401, 585, 490	1, 401, 585, 490	0 △85, 200	0 △85, 200	0 △219, 241, 408	0 △204, 076, 408	0 \\Delta 15, 165, 000	0 △663, 812, 993	0 △663,812,993	0 △241, 444, 497	0 △241, 444, 497	0 △79, 948, 864	0 △8, 138, 864	0 \\ \triangle 71,810,000	0 197, 075, 718	0 197, 075, 718	0 \\ \triangle \Q 936, 900	0 \\\ \times 936, 900	0 △109, 158, 912	0 △108, 919, 912	0 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	0 196	0 196	6, 311, 651	0 204	1000
不納欠損額収	615, 336, 864 1,	615, 336, 864 1,	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	c
収入済鑑	7, 739, 660, 600	7, 739, 660, 600	34,800	34, 800	8, 764, 167, 592	6, 587, 174, 592	2, 176, 993, 000	711, 081, 007	711, 081, 007	10, 765, 568, 503	10, 765, 568, 503	1, 898, 487, 136	288, 573, 136	1, 609, 914, 000	9, 371, 526, 718	9, 371, 526, 718	63, 100	63, 100	2, 678, 011, 088	2, 678, 011, 088	0	55, 931, 196	55, 931, 196	60, 543, 724	61, 204	ES 844 02E
M 定 統	9, 756, 582, 954	9, 756, 582, 954	34, 800	34, 800	8, 764, 167, 592	6, 587, 174, 592	2, 176, 993, 000	711, 081, 007	711,081,007	10, 765, 568, 503	10, 765, 568, 503	1, 898, 487, 136	288, 573, 136	1, 609, 914, 000	9, 371, 526, 718	9, 371, 526, 718	63, 100	63, 100	2, 678, 011, 088	2, 678, 011, 088	0	55, 931, 196	55, 931, 196	66, 855, 375	61, 204	202 221 22

#	E	1
S	*	k
1 国民健康保険料		8, 571, 768, 000
	1 国民健康保険料	8, 571, 768, 000
2 使用料及び手数料		120,000
	1 手数料	120,000
3 国庫支出金		8, 983, 409, 000
	1 国庫負担金	6, 791, 251, 000
	2 国庫補助金	2, 192, 158, 000
4 旅業給付費交付金		1, 374, 894, 000
	1 療養給付費交付金	1, 374, 894, 000
5 前期高齢者交付金		11, 007, 013, 000
	1 前期高齡者交付金	11,007,013,000
6 県支出金		1, 978, 436, 000
	1 界負担金	296, 712, 000
	2 県補助金	1, 681, 724, 000
7 共同事業交付金		9, 174, 451, 000
	1 共同事業交付金	9, 174, 451, 000
8 財産収入		1,000,000
	1 財産運用収入	1,000,000
9 柳入金		2, 787, 170, 000
	1 一般会計線入金	2, 786, 931, 000
	2 基金線入金	239, 000
10 繰越金		55, 931, 000
	1 線越金	55, 931, 000
11 幣収入		61, 061, 000
	1 延滞金及び過料	61,000
	2 帕入	56, 200, 000
	3 療養費等指定公費返還金	4, 800, 000
*		

2, 194, 552, 909	2, 194, 552, 909	0	41, 800, 700, 091
500,000	500,000	0	0
500,000	500,000	0	0
2, 706, 254	2, 706, 254	0	2, 093, 746
11, 419, 548	11, 419, 548	0	154, 666, 452
14, 125, 802	14, 125, 802	0	156, 760, 198
15, 000, 000	15, 000, 000	0	0
15, 000, 000	15, 000, 000	0	0
936, 900	936, 900	0	63, 100
936, 900	936, 900	0	63, 100
23, 828, 832	23, 828, 832	0	33, 270, 168
60, 781, 729	60, 781, 729	0	212, 786, 271
84, 610, 561	84,610,561	0	246, 056, 439
24,660	24,660	0	9, 241, 178, 340
24,660	24, 660	0	9, 241, 178, 340
61, 333, 861	61, 333, 861	0	1, 718, 666, 139
61, 333, 861	61, 333, 861	0	1, 718, 666, 139
1, 681, 408	1, 681, 408	0	3, 486, 592
1, 681, 408	1, 681, 408	0	3, 486, 592
417, 557, 843	417, 557, 843	0	4, 732, 847, 157
417, 557, 843	417, 557, 843	0	4, 732, 847, 157
1, 164, 352	1, 164, 352	0	135, 648
1, 164, 352	1, 164, 352	0	135, 648
1, 575, 562, 562	1, 575, 562, 562	0	25, 383, 331, 438
1, 575, 562, 562	1, 575, 562, 562	0	25, 383, 331, 438
227, 310	227,310	0	494, 690
10, 292, 422	10, 292, 422	0	65, 053, 578
11, 535, 228	11, 535, 228	0	252, 626, 772
22, 054, 960	22, 054, 960	0	318, 175, 040
ナ単規鎖と文田容額 との比較	不 用 額	翌年度繰越額	短 施 丑

放	臣	少算規劃
1 総務費		340, 230, 000
	1 総務管理費	264, 162, 000
	2 邮讯收缴収费	75, 346, 000
	3 運當協議会費	722, 000
2 保険給付費		26, 958, 894, 000
	1 給付路費	26, 958, 894, 000
3 老人保健拠出金		1, 300, 000
	1 老人保健拠出金	1, 300, 000
4 後期高齡者支援金等		5, 150, 405, 000
	1 後期高齢者支援金等	5, 150, 405, 000
5 前期高齡者納付金等		5, 168, 000
	1 前期离胎者納付金等	5, 168, 000
6 介護納付金		1, 780, 000, 000
	1 介護納付金	1, 780, 000, 000
7 共同事業拠出金		9, 241, 203, 000
	1 共同事業拠出金	9, 241, 203, 000
8 保健事業費		330, 667, 000
	1 特定健康診証等事業費	273, 568, 000
	2 保健非業費	57, 099, 000
9 基金帽立金		1,000,000
	1 基金積立金	1,000,000
10 公债費		15,000,000
	1 公债費	15, 000, 000
11 諸支出金		170, 886, 000
	1 還付及び還付加算金	166, 086, 000
	2 療養費等指定公費立替金	4, 800, 000
12 予備費		200, 000
	1 予備費	900, 000
7	古 令 田	A3 005 953 000

-			
-			
-			
73开			
244, 375, 373円 180, 000, 000円			
244, 375, 373円 180, 000, 000円			
碳入碳出差引羧箭 244,375,373円 うち基金線入額 180,000,000円			

平成28年度 土地区面整理事業特別会計歲入歲出決算書

子等現額	IM 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
214, 933, 000	165, 686, 022	165, 686, 022	0	0	△49, 246, 978
214,933,000	165, 686, 022	165, 686, 022	0	0	△49, 246, 978
30, 000, 000	82, 608, 000	82, 608, 000	0	0	52, 608, 000
30, 000, 000	82, 608, 000	82, 608, 000	0	0	52, 608, 000
851, 084, 000	773, 591, 368	773, 591, 368	0	0	△77, 492, 632
851, 084, 000	773, 591, 368	773, 591, 368	0	0	△77, 492, 632
115,000	115,000	115,000	0	0	0
115,000	115,000	115,000	0	0	0
768,000	768, 448	768, 448	0	0	448
768,000	768, 448	768, 448	0	0	448
435, 600, 000	325, 200, 000	325, 200, 000	0	0	△110, 400, 000
 435, 600, 000	325, 200, 000	325, 200, 000	0	0	△110, 400, 000
1, 532, 500, 000	1, 347, 968, 838	1, 347, 968, 838	0	0	△184, 531, 162

ĬŤ.	子類現額
	214, 933, 000
1 国庫交付金	214, 933, 000
	30, 000, 000
1 保留地処分金収入	30, 000, 000
	851, 084, 000
1 一般会計級入金	851, 084, 000
	115,000
1 執越企	115,000
	768,000
1 維入	768, 000
	435, 600, 000
1 市債	435, 600, 000
結立	1, 532, 500, 000

(地位: 四)	予算現額と支出済額 との比較	127, 595, 137	127, 595, 137	48, 608, 691	48, 608, 691	10, 647, 334	10, 647, 334	186, 851, 162
	予算現象との比較							
	不用額	37, 724, 137	37, 724, 137	8, 608, 691	8, 608, 691	10, 647, 334	10, 647, 334	56, 980, 162
	翌年度繰越額	89, 871, 000	89, 871, 000	40, 000, 000	40, 000, 000	0	0	129, 871, 000
	女 田 済 鑑	348, 404, 863	348, 404, 863	266, 391, 309	266, 391, 309	730, 852, 666	730, 852, 666	1, 345, 648, 838

機入歲出差引機額

2,320,000円

項 予 算 現 476,00

1 報 100,000 400,000 400,000	子,鄭 現 額 233, 400, 000 233, 400, 000 233, 400, 000	項 予算報額 1 一般会計機入金 233,400,000 入 合計 233,400,000
	子 解 明 233, 233, 233, 233,	·

Application of the control of the co	文田弥劉	78,085	78,085	78,085	
	予算現額と支出済額 との比較				
	票	78,085	78,085	78,085	
	К				
	操战额	0	0	0	
	翌年度繰				
	類	233, 321, 915	233, 321, 915	233, 321, 915	
	女田	233	233	233	
	1	233, 400, 000	233, 400, 000	233, 400, 000	
	予算現	233, 4	233, 4	233, 4	
	TÉ.				
			1 公债费	1 1	
				級田田	
	袋				
1					

(単位:円)	予算現額と収入済額 との比較	△47, 734	△47, 734	△47,734
	収入米労働	0	0	0
	不納久損額	0	0	0
	坂入労働	322, 352, 266	322, 352, 266	322, 352, 266
	置价	322, 352, 266	322, 352, 266	322, 352, 266
	子 類 現 鑑	322, 400, 000	322, 400, 000	322, 400, 000
	藍		1 一般会計線入金	志 《a

At I a med all A	予算現額と支出済額 との比較	47,734	47,734	47, 734		
	不 萬 養	47, 734	47,734	47, 734		
	翌年度繰越額	0	0	0	E	
	以 田 総	322, 352, 266	322, 352, 266	322, 352, 266	級 人 線 出 遊 马 聚 里 遊 马 聚 明 發 明 整 明 整 明 整 明 整 明 整 明 整 明 整 明 整 明 整	
	子類現額	322, 400, 000	322, 400, 000	322, 400, 000		
	班					
			1 公债費	和		
	系			競用		
		1 公債費				

駐車場事業特別会計歳入歳出決算書	
平成28年度	

(単位:円)	予算現額と収入済額 との比較	310, 782	310, 782	△9, 298, 468	△9, 298, 468	9, 237	65	9, 172	△8, 978, 449
	収入未済額	0	0	0	0	0	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入済額	95, 585, 782	95, 585, 782	182, 615, 532	182, 615, 532	320, 237	65	320, 172	278, 521, 551
	100 年 200	95, 585, 782	95, 585, 782	182, 615, 532	182, 615, 532	320, 237	65	320, 172	278, 521, 551
ı									
	子類現	95, 275, 000	95, 275, 000	191, 914, 000	191, 914, 000	311,000	0	311,000	287, 500, 000
	Til.		1 使用料		1 一般会計線入金		1 預金利子	2 維入	中
松	益	1 使用料及び手数料		2 赖入金		3 階収入			級 人 哈 平

7	X	1 駐車揚事業費	1 駐車場費	2 公債費	1 公债费	歳 田 合 計
100	Ť		- 1			
2000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	122, 500, 000	122, 500, 000	165, 000, 000	165, 000, 000	287, 500, 000
	20 克 田 文	113, 608, 641	113, 608, 641	164, 912, 910	164, 912, 910	278, 521, 551
	效中灰磷醛剂	0	0	0	0	0
1	十 用 登	8, 891, 359	8, 891, 359	87,090	87,090	8, 978, 449
本館温鑑フか王※	との比較	8, 891, 359	8, 891, 359	87,090	87,090	8, 978, 449

△3, 806, 070

△338, 670, 002 △92, 985, 002 △245, 685, 000 1, 939, 741

29, 531, 249

0 0

2, 794

1, 936, 947 △498, 413, 877

29, 531, 249

57, 175, 600

398, 643 398, 643

0

予算現額と収入済額 との比較

100

収入米路

100

不納欠損

(単位:円)

45, 588, 943

△97, 679, 904

0 0

143, 268, 847

△96, 027, 688 △96, 027, 688

0 0

0

0

△88, 299, 244

△77, 389, 667

△10, 909, 577 △3, 806, 070

0

0 0 0 0 0

△19, 538, 200

 $\triangle 19,538,200$

154, 347, 500 154, 347, 500

57, 175, 600 57, 175, 600

平成28年度 介護保険特別会計歳入歳出決算書

禁	ĬĬr.	子單現額	置加	以入
1 保険料		6, 328, 101, 000	6, 520, 085, 900	6, 308, 562, 800
	1 介護保険料	6, 328, 101, 000	6, 520, 085, 900	6, 308, 562, 800
2 国康支出金		5, 909, 387, 000	5, 954, 975, 943	5, 954, 975, 943
	1 国庫負担金	4, 954, 082, 000	4, 856, 402, 096	4, 856, 402, 096
-	2 国库辅助金	955, 305, 000	1,098,573,847	1, 098, 573, 847
3 支払基金交付金		7, 622, 008, 000	7, 525, 980, 312	7, 525, 980, 312
	1 支払基金交付金	7, 622, 008, 000	7, 525, 980, 312	7, 525, 980, 312
4 県支出金		3, 941, 120, 000	3, 852, 820, 756	3, 852, 820, 756
	1 県負担金	3, 860, 568, 000	3, 783, 178, 333	3, 783, 178, 333
	2 県補助金	80, 552, 000	69, 642, 423	69, 642, 423
5 财産収入		4, 288, 000	481, 930	
	1 財産運用収入	4, 288, 000	481, 930	
6 機入金		4, 397, 943, 000	4,059,272,998	4,059,272,998
	1 一般会計線入金	4, 152, 258, 000	4,059,272,998	4, 059, 272, 998
	2 基金線入金	245, 685, 000	0	
7 操越企		15, 153, 000	15, 551, 643	15, 551, 643
	1 繰越金	15, 153, 000	15, 551, 643	15, 551, 643
8 脐収入		7, 953, 000	39, 423, 990	9, 892, 741
	1 延滞金加算金及び過料	0	2, 794	
	2 維入	7, 953, 000	39, 421, 196	9, 889, 947
8		0000 0000	000 000 000	000 000 000

 ЛΛ	

不 用 額 予算規額と支出済額 との比較	15, 442, 334	5, 766, 762 5, 766, 762	2, 664, 606 2, 664, 606	7, 010, 966 7, 010, 966	530, 566, 834 530, 566, 834	530, 566, 834 530, 566, 834	56, 120, 606 56, 120, 606	28, 519, 799	27, 600, 807 27, 600, 807	3,806,070 3,806,070	3,806,070	2, 580, 833 2, 580, 833	2, 580, 833 2, 580, 833	
済 額 翌年度線 越額	0 086, 666	300, 968, 238	20,358,394 0	287, 760, 034	26, 591, 433, 166 0	26, 591, 433, 166 0	391, 562, 394 0	75, 425, 201 0	316,137,193 0	481,930 0	481,930	24, 872, 167 0	24, 872, 167	

294, 771, 000

27, 122, 000, 000

27, 122, 000, 000

1 介護サービス等諸費

3 介護認定審差会費

2 賦課徵収費 1 総務管理費

447,683,000

103, 945, 000

343, 738, 000 4,288,000 4, 288, 000

2 包括的支援事業,任意事業費

1 介護予防事業費

3 地域支援事業費

2 保険給付費

306, 735, 000

23, 023, 000

624, 529, 000

100 黑 旗 ۴

110, 102, 800円 60, 000, 000円 复复 級人級田游引級っち話金線入

27, 453, 000

27, 453, 000

1 償還金及び選付加算金

吉 ⟨□ \mathbb{H} 餐

1 基金積立金

4 基金積立金

5 諸支出金

28, 225, 953, 000

臣 \mathbb{H}

救

1 総務費

懸

—45 —

平成28年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歲入歲出決算書

		_	-		_				
(地位: 円)	予算現額と収入済額 との比較	△516,000	△516,000	27, 125, 252	27, 125, 252	5, 345, 415	2, 861, 232	2, 484, 183	31, 954, 667
	収入未済額	0	0	0	0	65, 377, 309	65, 377, 309	0	65, 377, 309
	不納久損額	0	0	0	0	1, 907, 790	1, 907, 790	0	1, 907, 790
	収入済額	0	0	30, 802, 252	30, 802, 252	32, 152, 415	29, 468, 232	2, 684, 183	62, 954, 667
	1 定額	0	0	30, 802, 252	30, 802, 252	99, 437, 514	96, 753, 331	2, 684, 183	130, 239, 766
	子算現額	516,000	516,000	3, 677, 000	3, 677, 000	26, 807, 000	26, 607, 000	200, 000	31,000,000
	90'x		1 一般会計線入金		1 繰越金		1 貸付金元利収入	2 維入	盐
X									歳 入 合 計
難		1 線入金		2 繰越金		3 諸収入			

19年74年 19年8年 1948年 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				_			
1 接路管理	1 (最後後期間	葵)ýs	第 現	悠 丑	瓡	Щ	予算現額と支出済額 との比較
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 総務管理験	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		31, 000, 000	16, 116, 839	0	14, 883, 161	14, 883, 161
2 保付金	2 条件金 30,162,000		1 総務管理費	838,000	765, 559	0	72, 441	72, 441
出 舎 計	出 舎 計 名 計 名 計 名 計 (4,16,839 の の 16,116,839 の の 16,116,839 は 46,837,838円		2 貸付金	30, 162, 000	15, 351, 280	0	14, 810, 720	14, 810, 720
入祿田 遊引 獎 箭	入職出游引機額			31,000,000	16, 116, 839	0	14, 883, 161	14, 883, 161
					及	46, 837, 828円		

(単位:用)	予算現績と収入済額 との比較	△90,000,000	△90, 000, 000	59, 408	59, 408	△89, 940, 592
	収入未済額	90, 000, 000	90, 000, 000	0	0	90, 000, 000
	不納久損額	0	0	0	0	0
	収入済額	0	0	59, 408	59, 408	59, 408
	IM 定 約	90, 000, 000	90, 000, 000	59, 408	59, 408	90, 059, 408
	現額	90, 000, 000	90, 000, 000	0	0	90, 000, 000
	子 第 現 額)6	76			16
	Ĭ.		1 使用料		1 維入	版 入 合 計
	茶	使用料及び手数料				版入

予算現額と支出済額 との比較	200,000	200,000	2,540	2, 540	000
予算現とりた					
不 用 額	200,000	200,000	2,540	2, 540	202, 540
翌年度繰越額	0	0	0	0	
及田安縣	0	0	89, 797, 460	89, 797, 460	89, 797, 460
	00	00	00	000	
子類現額	200, 000	200,000	89, 800, 000	89, 800, 000	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
班		, 入事業費			
		1 針テラス事業費		1 公債費	T8 V
榖	(4)				4
	1 針テラス事業費		2 公债费		

彩

平成28年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

X

繼

趇

1	- Compt													П
(単位:円)	予算現額と収入済額 との比較	△94, 092, 500	△94, 092, 500	∨3,000	∆3,000	△22, 282, 490	△22, 282, 490	△6, 249, 400	△6, 249, 400	△32, 790, 310	△300, 000	△1,912,100	△30, 578, 210	000 000
	収入未済額	52, 502, 270	52, 502, 270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0000
	不納久損額	6, 831, 500	6, 831, 500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0000
	収入労働	4, 412, 128, 500	4, 412, 128, 500	0	0	874, 959, 510	874, 959, 510	18, 750, 600	18, 750, 600	142, 743, 690	0	6, 087, 900	136, 655, 790	0000
	調定額	4, 471, 462, 270	4, 471, 462, 270	0	0	874, 959, 510	874, 959, 510	18, 750, 600	18, 750, 600	142, 743, 690	0	6, 087, 900	136, 655, 790	1 1 1
]		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子類現	4, 506, 221, 000	4, 506, 221, 000	3,000	3,000	897, 242, 000	897, 242, 000	25, 000, 000	25, 000, 000	175, 534, 000	300,000	8, 000, 000	167, 234, 000	E 604 000 000
	遊		1 後期高齡者医療保險料		1 手数料		1 一般会計級入金		1 辨雄金		1 延滞金・加算金及び過料	2 償還金及び還付加算金	3 雑入	- isi
														1

1 後期高齢者医療保険料

2 使用料及び手数料

3 繰入金

4 綠越金

5 諸収入

(地位:田)	予算現額と支出済額 との比較	1,967,705	1, 775, 955	191,750	142, 888, 953	142, 888, 953	30, 463, 842	30, 463, 842	175, 320, 500
	不 用 額	1,967,705	1,775,955	191, 750	142, 888, 953	142, 888, 953	30, 463, 842	30, 463, 842	175, 320, 500
	年度機處額	0	0	0	0	0	0	0	0

12, 276, 250 5, 241, 110, 047 5, 241, 110, 047

50, 800, 295 38, 524, 045

科

蒙 悠 \mathbb{H} ×

19,902,800円 被入战出差引戏细

136, 769, 158 136, 769, 158 5, 428, 679, 500

製田田	簽	総務數	3 年	2 微	2 後期高齡者医療広域連合納付金	1 %	3 保健事業費	1 64	級 田
	哥		総務管理費	微収費		1 後期高齢者医療広域連合納付金		1 健康保持增加事業費	
	子算現額	52, 768, 000	40, 300, 000	12, 468, 000	5, 383, 999, 000	5, 383, 999, 000	167, 233, 000	167, 233, 000	5, 604, 000, 000

(1) 北流明学大人及の文出	Ē				以			\prec				
			件		禁		額					
× ×	細	当初予算额	推正子祭	禁	部 発 と が に 係 る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	地方公曾企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	<α	袺	次 韓	御後次次	額に比べ額の増減	金
		田		E		E		E		E	E	
第1款 病院事業収益		675,210,000		1,892,000	0	0	677	677,102,000	635,555,505		△ 41,546,495	
第1項医業収	渞	36,978,000			0	0	36	36,978,000	36,978,000	000':	0	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 0円)
第2項医業外収	湖	493, 229,000		1,892,000	0	0	495	495,121,000	464,135,022		△ 30,985,978	(
第3項 看護師養成事業収益		145,003,000	1000		0	0	148	145,003,000	132,738,865		△ 12,264,135	(H0) ")
第4項 特 别 利	湖	0		_	0	0		0	1,703,618	1,618	1,703,618	(H0 %
			斧		故		縦			地方公資企業		
区分	当分類	補 子算額	予備費及出額	流用出始減額	地方公営企業 流 用 法第24条第3 地減額 項の規定に よる支出額	· 4	地方公営企業法が26条第2項の規定による機略額	和	决 算	法第26条第2日 項の規定による繰越額	不用額	套
	E	E	E	E	E	E	E	田田	E	E	田	
第1款 病院事業費用	864,000,000 1,892,000	1,892,000	0	0	0	865,892,000	0	865,892,000	832,743,721	0	33,148,279	
第1項 医業費用	702,004,000 1,892,000	1,892,000	1,469,000	0	0	705,365,000	0	705,365,000	683,757,500	0	21,607,500	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 436,617円)
第2項 医紫外費用	15,496,000	0	0	0	0	15,496,000	0	15,496,000	14,527,346	0	968,654	(田0 *)
第 3 項 看護師養處事業費用	145,000,000	0	0	0	0	145,000,000	0	145,000,000	132,738,865	0	12,261,135	(田0 *)
第4項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	1,720,010	0	△ 1,720,010	(田0 (田)
第5項子 備費	1,500,000	0	∨ 1 469 000	C	0	31 000	0	31 000			31 000	

		棄			(うち、仮受消費税及び 地方消費税 0円)	(H0 *			高		80	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 0円)		
		Y X	E	△ 72,348	△ 248 (うち 地方	△ 72,100			不用额	田田	72,348	248	79 100	
	100 mm and	予算額に比べ 決算額の増減		△ 72	7	27 🛆		額	й п 4 п	E	0	0	0	
		草	E	22,527,652	1,732,752	20,794,900		年度繰越;	継 選 織 超 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 额	Æ	0	0	C	
		戎	E	000	000	000		- A - A - A - A - A - A - A - A - A - A	地方公営企業法第26条の規定 による繰越額	E	0	0	-	
\prec		令		22,600,000	1,733,000	20,867,000	田		決策額	£	22,527,652	1,732,752	000 707 06	
	狐	継続費通次 料越額に係る 財源充当額	E	0	0	0		额	年	E	22,600,000	1,733,000	000 788 06	
		地方公営企業法第26条の規定による機越額に係る財源充当額	E	0	0	0			継 連 線	E	0	0	C	
竏	英		E	000	000	000	文	禁	地方公宮企業法第26条の規定による機能額	田	0	0		
•		を		22,600,000	1,733,000	20,867,000	10.3			E	22,600,000	1,733,000	000 867 000	
	许	補正予算額	E	0	0	0			件	流 培滅額	E	0	0	C
			E	22,600,000	1,733,000	20,867,000			計 子算額	田	0	0	0	
		当初予算额		入 22.6	金 1.7.	金 20,8			当 为 数数	E	22,600,000	1,733,000	000 268 000	
		¢			印	型			46			波改良費		
		M		第1款資本的収	第1項補	第2項負			M		第1款 資本的支出	第1項 建散改良費	館り頂令整倍倍海会	

1 平成28年度 奈良市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

収入

	桃		(うち、仮受消費税及び地方 消費税 573,468,587円)	(日29), 667日)	33, 592円)
	蠼		(うち、 消費税	")	<i>"</i>)
		⊞ 99	93	05	7.1
予算に比べ	決算額の 増 減	269 868 4		45, 168, 305	485, 171
	決章類	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		1, 270, 805, 305	505, 171
额	44	用 8 763 125 000	7, 537, 468, 000	1, 225, 637, 000	20,000
掛	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に 係 る 財 顔 充 当 額	E	0	0	0
	補正予算額	H 125 000	0	125, 000	0
片	当初予算額	E 263 000 000 E 37 8	7, 537, 468, 000	1, 225, 512, 000	20,000
	N Æ	無一對 水池重整四社	第1項 向縣 反指	第2項 営業外収益	第3項 特別利益

	7	,
	#	1

长

	掀			(うち、仮払消費税及び地方 消費税 205,751,940円)		195,689円)	
	靈			(うち、消費税		")	
	不用額	E	371,099,737	197, 666, 547	161, 279, 240	2, 153, 950	10, 000, 000
地方公営企	業法第26条 第2項の規 定による 繰 越 額	E	105, 973, 000	105, 973, 000	0	0	0
	決算額	E	8, 118, 665, 000 7, 641, 592, 263 105, 973, 000	7, 398, 314, 000 7, 094, 674, 453 105, 973, 000	544, 154, 760	2,763,050	0
額	†ia.	Œ	8, 118, 665, 000	7, 398, 314, 000	705, 434, 000	4, 917, 000	10, 000, 000
	地方公営 企業法第 26条第 2 項 の規定に よる繰越額	Œ	0	0	0	0	0
	44 V	E	8, 118, 665, 000	7, 398, 314, 000	705, 434, 000	4, 917, 000	10, 000, 000
婔	地方公営 企業法第 24条第3項 の規定に よる支出額	E	0	0	0	0	0
	流用增減額	田	0	0	0	0	0
	子倫費	E	0	0	0	0	0
	補正予算額	E	△19, 335, 000	△19, 335, 000	0	0	0
炉	当初予算額	E	8, 138, 000, 000	7, 417, 649, 000	705, 434, 000	4, 917, 000	10, 000, 000
	\$		水道事業費用	6 業費用	営業外費用	特別損失	予需費
	M		第1號	第1項	第2項	第3項	第4項

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

	松			(うち、仮受消費税及び地方	23, 520円) 係る財源充当額	14, 461, 200円 仮受消費稅及び地方 1, 207, 200円) 25, 547, 200円)
	襲				(412, 966, 540) 翌年度操越額に係る財源充当額	(うち、仮受 消費税 ("
	予算額に比べ 決算額の増減	H △ 1,073,820	0	317, 520	△42, 966, 540	41, 575, 200
	決 算 額	円 2, 097, 212, 180	1, 398, 000, 000	317, 520	354, 007, 460	344, 887, 200
	46	円 2, 098, 286, 000	1, 398, 000, 000	0	396, 974, 000	303, 312, 000
额	<□					
	維統費過次 線域額に係る 財廠充当額	E 0	0	0	0	0
類	地方公営企業法第26条の 規定による よる 機越額に係る財源充当額	FJ 151, 006, 000	150, 000, 000	0	1,006,000	Ö
	/\rac{40}{12}	FJ 1, 947, 280, 000	1,248,000,000	0	395, 968, 000	303,312,000
¥	植正子算額	Fij 1, 280, 000	0	0	1, 280, 000	0
	当初予算額	H 1,946,000,000	1, 248, 000, 000	0	394, 688, 000	303, 312, 000
			斑	却代金	每	领
	农	s的収入	綵	第2項 固定资産売却代金	型	甲
	×	第1款 資本的収入	第1項企業	2項 网	第3項 负 担	第4項 分

	:	1	ļ

	ж		仮払消費税及び地方 74 319 404円)	60,032,596円)	19,941,149円)	1,660,728円)		35, 695, 858円)		
	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		(うち、	*)	")	<i>"</i>)		")		
	不 用 額	H 443, 446, 471	202, 707, 055	77, 440, 515	107, 932, 645	11, 989, 578	13, 375, 718	096	20, 000, 000	10, 000, 000
额	和	386, 742, 900	232, 568, 000	50, 339, 900	0 103, 835, 000	0	0	0	0	0
年度線越	推動地區	РН РН 251, 211, 900 386, 742, 900	232, 568, 000 232, 568, 000	18, 643, 900	0	0	0	0	0	0
翌年	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	FJ 135, 531, 000	0	31, 696, 000	404, 842, 355 103, 835, 000	0	0	0	0	0
	决 算 額	3, 946, 150, 629	1, 017, 451, 945	903, 200, 585	404, 842, 355	26, 594, 422	844, 448, 282	749, 613, 040	0	0
	#	Н 4, 776, 340, 000	1, 452, 727, 000	1, 030, 981, 000	616, 610, 000	38, 584, 000	857, 824, 000	749, 614, 000	20, 000, 000	10, 000, 000
	維続費 基 次 操起額	PJ 20, 375, 000	3, 063, 000	17, 312, 000	0	0	0	0	0	0
33	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	Н 435, 230, 000	0	602, 777, 000 410, 892, 000	24, 338, 000	0	0	0	0	0
旗	44 V	H 4, 320, 735, 000	1, 449, 664, 000	602, 777, 000	592, 272, 000	38, 584, 000	857, 824, 000	749, 614, 000	20, 000, 000	10, 000, 000
	流 用 增減額	E º	100, 440, 000	639, 000	0 △ 101,079,000	0	0	0	0	0
£	補正子算額 費 及 登 登	FB FB 14, 735, 000 0	639, 000 0	20, 072, 000 0	6, 302, 000 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0
			1, 360, 863, 000 △11, 639, 000	582, 066, 000 20,	687, 049, 000 6, 3	38, 584, 000	24, 000	14, 000	20, 000, 000	10, 000, 000
	当初予算額	H 4, 306, 000, 000		582, 06	687, 04	38, 58	857, 824, 000	749, 614, 000	20,00	10, 00
	\$	資本的支出	施設整備事業費	福暖	配水施設改良費	第4項 固定資産取得費	企業債償還金	長期期賦金	故	子 備 費
	M	第 禁	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額14,461,300円を除く,)が資本的支出額に不足する額1,883,399,649円は、繰越工事資金8,853,840円、水道老朽施設更新積立金500,000円、過年度分損益勘定留保資金125,226,075円、当年度分損益勘定留保資金1,064,417,919円及び当年度分消費最及び地方消費税資本的収支調整額164,871,815円で補填した。

1 平成28年度 奈良市都都水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

K

팢

		_		in o		^
9	<i>y</i>			仮受消費税及び地方 10,215,511円)	3,947円)	3,920円)
	軍			(うち、	")	")
予算額に比べ	決算額の増	£	16,823,035	2, 293, 839	13, 669, 313	859, 883
英 英 张		E	430, 449, 035	138, 192, 839	275, 657, 313	16, 598, 883
額	4a	H	413, 626, 000	135, 899, 000	261, 988, 000	15, 739, 000
	dn					
萆	地方公営企業法第24条第3項 の規定による支出額に係る 財 源 充 当 額	田	0	0	0	
	補正予算額	E	△ 374,000	0	△ 374,000	0
桥	当初予算額	E	414, 000, 000	135, 899, 000	262, 362, 000	15, 739, 000
	M 4		第1款 水道事業収益	第1項 営業収益	第2項 営業外収益	第3项 特別利益

支田田田

	析			仮払消費税及び地方 6,426,459円)			22,744円)
	框			(うち、6消費税			")
	下 用※ 酸	E	△ 34,662,302	△ 8,588,778		6, 198, 226	△ 32, 271, 750
地方公営企業法第	26条第2 項の規定 による 繰 越 額	E	0	0		0	0
	決 算 額	E	512, 279, 302	404, 173, 778		53, 670, 774	54, 434, 750
額	eta √a	E	477, 617, 000	395, 585, 000		59, 869, 000	22, 163, 000
	地方公営 企業法第 26条第2項 の規定に よる繰越額	田	0	0		0	0
	+40	田	477, 617, 000	395, 585, 000		59, 869, 000	22, 163, 000
緎	地方公宮 企業法第 24条第3項 の規定に よる支出額	Æ	0	0		0	0
	流用增減額	E	0	0		0	0
	子備費 支出額	E	0	0	8	0	0
	補正予算額	E	137,000	137, 000		0	0
件	当初予算額	E	477, 480, 000	395, 448, 000		59, 869, 000	22, 163, 000
	\$		水道事業費用	※ 無 報		[営業外費用	[特別損失
	M		第1款	班 一		第2項	第3項

(※)地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定により、第1項 営業費用中「減価償却費」が予算を23,407,891円超過して支出した。 地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定により、第3項 特別損失中「その他特別損失」が予算を32,304,139円超過して支出した。

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

ች	
-	
,	
)	
5	F
-	
ş	
ķ	2
j	- 8
2	

	'n			To the or the control of the control	版文間實税及び配力 150,320円)
	霉				治療税
予算に比べ	決算額の増加を	H △ 3, 446, 163	△ 4,000,000	△ 483	554, 320
	水質	円 114, 443, 837	6, 700, 000	105, 714, 517	2, 029, 320
額	लीव	FJ 117, 890, 000	10, 700, 000	105, 715, 000	1, 475, 000
	ďα				
	継続費逓次 繰越額に係る 財源充当額	E 0	0	0	0
麒	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	0	0	0	0
	tina V	円 117, 890, 000	10, 700, 000	105, 715, 000	1, 475, 000
p i	補正予算額	H 10, 380, 000	0	10, 380, 000	0
	当初予算額	円 107, 510, 000	10, 700, 000	95, 335, 000	1, 475, 000
			海	倒	(H)
	农	資本的収入	分線	鱼	分相
	M	班1號	第1項 企	第2項 4	第3項 5

文

	北		(うち、仮払消費税及び地方 消費税 506,320円)	48,000円)	
	響		(うち、仮) 消費税	<i>u</i>)	
	不用額	用 2,601,841	2, 487, 680	113, 300	861
類	nta 💠	€ 0	0	0	0
度繰越	継続費 逓 次 繰越額	E °	0	0	0
翌年	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	€ 0	0	0	0
2	次 算 額	円 209, 488, 159	6, 835, 320	670, 700	201, 982, 139
	♦	用 212, 090, 000	9, 323, 000	784,000	201, 983, 000
122	継続 連載 機 動 が が が	€ 0	0	0	0
額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	E 0	0	0	0
棋	中	⊞ 212, 090, 000	9, 323, 000	784, 000	201, 983, 000
	流 用增減額	€ 0	0 △ 1,472,000	0	0 0 1,472,000
۴	精正子算額 構正子算額 費 大 大 放 田 大 数	E 0	0	0 0	0
	当初予算額	円 212, 090, 000	10, 795, 000	784, 000	200, 511, 000
	\$	資本的支出	配水施設改良費	固定資産取得費	第3項 企業債償還金
	M	第 2 数	海1海	第2項	第3項

資本的収入額が資本的支出額に不足する額95,044,322円は、過年度分損益勘定留保資金22,522,455円及び当年度分損益勘定留保資金72,521,867円で補填した。

1 平成28年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

以

A 地			趣	額		予算額に比べ		
	子算額	補正子算額	地方公営企業法第24条第3項 の規定による支出額に係る 財 源 充 当 額	aha ∢a	決 算 額	決算額の 増 減	靊	松
第1款 簡易水道事業収益	月139, 270, 000	€ 0	E 0	H39, 270, 000	用 140, 571, 262	円 1,301,262		
第1項 営業収益	26, 170, 000	0	0	26, 170, 000	27, 564, 225	1, 394, 225		(うち、仮受消費税及び地方 消費税 2,040,240円)
第2項 営業外収益	105, 701, 000	0	0	105, 701, 000	105, 600, 530	△ 100, 470	")	(田88日)
第3項 特別利益	7, 399, 000	0	0	7, 399, 000	7, 406, 507	7,507	u)	489円)

		靴			仮払消費税及び地方 2,052,314円)		2,378円)
		缆			(うち、仮 消費税		"
		- 130	E	6		00	-
		不用額		4, 589, 249	3, 748, 131	840,008	1, 110
	地方公営企業法第	26条第2 項の規定 による 繰 越 額	E	0	0	0	0
		決 算 額	E	147, 960, 751	132, 134, 869	6, 651, 992	9, 173, 890
	額	和	Œ	152, 550, 000	135, 883, 000	7, 492, 000	9, 175, 000
		地方公営 企業法第 26条第2項 の規定に よる繰越額	E	0	0	0	0
		小	E	152, 550, 000	135, 883, 000	7, 492, 000	9, 175, 000
	萸	地方公営 企業法第 24条第3項 の規定に よる支出額	Œ	0	0	0	0
		流用增減額	E	0	△ 161,000	0	161, 000
		予備費支出額	田	0	0	0	0
		補正予算額	E	750,000	750, 000	0	0
	歼	当初予算額	E	151, 800, 000	135, 294, 000	7, 492, 000	9, 014, 000
0.000		*		第1款 簡易水道事業費用	海紫海田	営業外費用	特別損失
2001.0		凶		第1款 簡	第1項	第2項	第3項

田

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

K

以

		_								
91	症	A.			(うち、仮払消費税及び地方 消費税 97,040円)		審		(うち、仮払消費税及び地方 消費税 65,120円)	
予算額に比べ	決算額の 増 減	E	1, 135, 031	23, 991	1, 111, 040		A 題	Э 324, 723	324, 714	6
	類	E	19, 695, 031	18, 384, 991	1, 310, 040	150 AV	1	E 0	0	0
3	松					年 废 繰 越	継続 編 機 数 数 数 数	E 0	0	0
	並	E	18, 560, 000	18, 361, 000	199, 000	粉	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	E 0	0	0
額	₫¤						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	H 775, 275, 275	890, 286	18, 384, 991
	継続費過次 繰越額に係る 財源充当額	E	0	0	0		神	H 19, 600, 000	1, 215, 000	18, 385, 000
	10000	E	0	0	0		維	E o	0	0
運	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	地方公司 企業法第 26条の規 定による 繰越額	E o	0	0
	era.	田	18, 560, 000	18, 361, 000	199, 000	其	eta	H 19, 600, 000	1, 215, 000	18, 385, 000
	÷						第 田 超減額 小	E o	0	0
	155	田	0	0	0		予備數支出額	E 0	0 0	0 0
*	補正予算額				a =	¥	補正予算額			
	当初予算額	Œ	18, 560, 000	18, 361, 000	199, 000		当初予算額	H 19, 600, 000	1, 215, 000	18, 385, 000
				49	倒		4		命	邻
	农	1 4665%	第1款 資本的収入	型	型	丑	尔	資本的支出	固定資産取得費	企業債償還金
	M	Ì	大 資元	倒倒	鱼	24		資本		分
	_	200	第一票	第1項	第2項	₩	M	第1款	第1項	第2項

平成28年度 奈良市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

以

な を を を を を を を を を を を を を
0

		_		-			
	松			(うち、仮払消費税及び地方 消費税 213,524,246円)		247,090円)	
	龜			(うち、仮 消費税		"	
	不用額		137, 230, 840	93, 368, 133	37, 253, 633	1, 609, 074	5, 000, 000
地方公 企業 法第	26条第2 頃の規定 による 繰 越 額	Œ	0	0	0	0	0
	光 算 額	Œ	7, 895, 778, 160	7, 014, 284, 867	877, 205, 367	4, 287, 926	0
	eta 4a	E	8, 033, 009, 000	7, 107, 653, 000	914, 459, 000	5, 897, 000	5, 000, 000
額	金 株 休 300 を 株 300 を 株 300 を 条 300 を	E	0	0	0	0	0
	ta 4	E	8, 033, 009, 000	7, 107, 653, 000	914, 459, 000	5, 897, 000	5, 000, 000
鲥	他 な 公 様 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 珠 ま かってった 発 第 3 魚 和 和 でった たん 大田 鶴	Œ	0	0	0	0	0
	流用培蔵額	E	0	0	0	0	0
	予備教女出版	E	0	0	0	0 0	0 0
臣	補正予算額	E	△ 65, 991, 000	△ 65, 991, 000			
	当初予算額	Æ	8, 099, 000, 000	7, 173, 644, 000	914, 459, 000	5, 897, 000	5, 000, 000
	*		下水道事業費用	紫裳	當業外費用	特別損失	子備費
	M		第1款	第1項	第2項	第3項	第4項

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

r	<	(
		^	
		,	
		۶	

				思	田000		
	離れ			0 翌年度操越額 に係る財源赤当額	11,075,000円		
	地域で	D. 178	1, 000	0 翌年	7, 008	0	2, 170
100000000000000000000000000000000000000	予算額に比べ 決算額の増減	△ 659,09	△ 387, 11		△ 260, 18		16, 605, 830 🛆 11, 792, 170
	決算額	田 3.238,998,822 △ 659,090,178	1,649,900,000 🛆 387,111,000	1, 403, 614, 000	134, 229, 992 🛆 260, 187, 008	34, 649, 000	16, 605, 83(
	inis	3, 898, 089, 000	2, 037, 011, 000	1, 403, 614, 000	394, 417, 000	34, 649, 000	28, 398, 000
	¢α		±1,				
題	維続費 遺次 繰越額に係る 財源 売当額	E º	0	0	0	0	0
薄	地方公営企業法第26 継 続 費 逓 次 条の規定による繰越 繰越額に係る 額に係る財源充当額 財 源 売 当 額	FE 227, 089, 000	134, 811, 000	0	91, 617, 000	0	661,000
Sent	tia	3, 671, 000, 000	1, 902, 200, 000	1, 403, 614, 000	302, 800, 000	34, 649, 000	27, 737, 000
	Ý						
ኍ	補正予算額	E o	0	0	0	0	0
	当初予算額	円 入 3, 671, 000, 000	1, 902, 200, 000	1, 403, 614, 000	302, 800, 000	34, 649, 000	27, 737, 000
		長 み	更	助金	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	助金	金
	尔	器	継	舞曲	軍び	埋 泊	相
		資本	⑷	有邻	国及	些	椞
	X	第1款 岁	第1項	第2項	3.3	第4項	第5項

	÷	•	٠
:	İ		
	_		
		3	3

¥

	*	十年 4年 4年 1年 7月 8日 17人	(7 5、版45月度80.80万 消費稅 45,997,436円)		
	霉	4 = 7	(50、仮)消費税		
	不用額	H 126, 133, 683	126, 131, 389	776	1, 518
越額	4-	F30, 403, 000	530, 403, 000	0	0
版線	継続 通 換 数 数 数	EO	0	0	0
翌年	地方公営企業法第第26条の決議を表の決議を表の決議を表の決議を表の決議を表したる。	FB 530, 403, 000	530, 403, 000	0	0
	许 算 額	H, 133, 033, 317	683, 218, 611 530, 403, 000	1, 858, 224	, 447, 956, 482
	√a	н н н н н н 0 4, 789, 570, 000 4, 133, 033, 317 530, 403, 000	0 1, 339, 753, 000	1, 859, 000	0 3, 447, 958, 000 3, 447, 956, 482
	で を を を を を を を を を を を を を	⊞ 0	0 1	0	0
額	他 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	用 267, 639, 000	267, 639, 000	0	0
細	tia <	H H 521, 931, 000 267, 639, 000	1, 072, 114, 000 267, 639, 000	1, 859, 000	3, 447, 958, 000
₹∞J	院用增減額	€ 0	△ 22,000	0 0 \(\text{1,000,000} \)	1, 022, 000
	予備費支出額流	E 0	0	0	0 0
护	補正予算額	H △ 26,069,000	△ 26, 069, 00		
	当初予算額	H 4, 548, 000, 000 \to 26, 069, 000	良費 1,098,205,000 △ 26,069,000 0	2,859,000	金 3,446,936,000
	*	松皮	建設改良費	固定資産取得費	企業債償還金
	M	第1款 資	第1項	第2項	第3項

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額11,075,000円を除く、)が資本的支出額に不足する額905,109,495円は、繰越工事資金40,549,680円、過年度分損益勘定留保資金264,432,631円、当年度分損益勘定留保資金600,127,184円で補填した。

—61—

(平成29年9月29日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が あったので、次のとおり公表します。

平成29年9月29日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 八
 尾
 俊
 宏

 同
 松
 石
 聖
 一

奈良ブランド推進課

監査結果公表日 平成29年7月3日

(奈良市監查委員告示第12号)

措置結果通知日 平成29年9月14日

【監査の結果】 【措置の内容】 (2) 課長(8級)の外国旅 (2) 奈良市職員の職が8級 費における日当と宿泊料 の職務の級にある職員の について、国家公務員の うち課長級に相当する職 職の8級で算定し支給し 員については、国家公務 ていた。 員の職の6級として正し く算定した上、過払い分 「職員等の外国旅行の についての戻入手続きを 市長が定める基準及び職 速やかに行いました。 員等の外国旅行の航空賃 の取扱いの改正について 」(平成18年8月25日付 け奈公人第218号)の通 知に基づき、奈良市職員 の職が8級の職務の級に ある職員のうち課長級に 相当する職員については、 国家公務員の職の6級で 算定し、適正に支給され たい。

埋蔵文化財調査センター

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年9月15日

【監査の結果】 【措置の内容】 (1) 埋蔵文化財発掘調査に (1) 平成29年度の埋蔵文化 伴う基準点測量委託につ 財発掘調査に伴う基準点 いて、地方自治法施行令 測量委託について、奈良 第167条の2第1項第1 市契約規則第10条及び第 号により随意契約してい 18条の規定に則り、適正 るが、予定価格が設計金 に予定価格を決定しまし 額よりも高く決定されて 今後は、予定価格の重 いる事例があった。奈良

市契約規則第10条及び第 18条の規定に則り、適正 に予定価格を決定された 要性を十分認識し、適正な契約事務を行います。

(平成29年9月29日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第59号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

1 業務名 緑ヶ丘浄水場高架水槽更新工事に伴う 基本設計業務委託

2 業務場所 奈良市奈良阪町地内

3 業務期間 契約日から平成30年2月28日まで

4 業務概要 高架水槽の更新工事に伴う基本設計業

務 一式

高架水槽容量:461m3

5 予定価格 4.150千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 3,047千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市企業局告示第60号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

1 工事名 桃香野浄水場原水濁度計更新工事

2 工事場所 奈良市月ヶ瀬桃香野地内

3 工事期間 契約日から平成30年2月16日まで

4 工事概要 原水濁度計の更新工事 機器撤去据付工 一式

5 予定価格 2.180千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 1,776千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市企業局告示第61号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用しま す。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する 事務取扱要領によります。

平成29年9月1日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 大安寺第1処理分区管渠改築工事
- 2 工事場所 奈良市西木辻町地内 他
- 3 工事期間 契約日から平成30年2月28日まで
- 4 工事概要 自立管の反転・形成工法による合流式 下水道管渠更生工

5 予定価格 50,493千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 40,025千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市企業局告示第62号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

口径25~20粍鉛給水管布設替工事 奈良市西登美ヶ丘 五丁目~西登美ヶ丘八丁目地内他3箇所 他6件(発注 番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制 限基準価格、参加資格等は別表のとおり)

以下省略

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市企業局告示第63号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のと おり告示します。

その関係図書は、平成29年9月1日から2週間、奈良市 企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供しま す。

平成29年9月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成29年9月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市石木町、菅原町、六条西五丁目、三条大路三丁 目及び下三条町の各一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起点	終点	備考
流域富雄川幹線-2	奈良市石木町54番1	奈良市石木町114番	1
あやめ池南幹線-511	奈良市菅原町691番4	奈良市菅原町744番	2
六条第2幹線-130	奈良市六条西五丁目1398番の一部	奈良市六条西五丁目1398番の一部	3
六条第2幹線-131	奈良市六条西五丁目1391番	奈良市六条西五丁目1395番	4
三条大路幹線-58 奈良市三条大路三丁目490番1の一部		奈良市三条大路三丁目490番1の一部	(5)
高畑幹線-35	奈良市下三条町25番3	奈良市下三条町15番4	6

- 3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所 奈良市中山町6番1 (⑦)、東九条町1188番4 (⑧)、 法蓮佐保山一丁目117番5 (⑨)、大宮町一丁目14番2 他5筆 (⑩)、富雄北三丁目4837番21 (⑪)、富雄北三丁 目4837番5 他2筆 (⑫)、中山町1315番 (⑬)、押熊町 528番1 (⑭)、秋篠町1047番26 (⑮)、雑司町375番3 他3筆 (⑯)、藤原町158番1 (⑰)、古市町2380番18
- (18)、古市町1673番11 (19)、南京終町613番4、613番7 (20)、南京終町六丁目613番6 (20)
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式及び合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター (平成29年9月1日掲示済)

奈良市企業局告示第64号

農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農 業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)第 4条の規定に基づき次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成29年9月1日から2週間、奈良 市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供し ます。

平成29年9月1日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

- 1 排水処理施設の供用及び排水処理を開始する年月日 平成29年9月15日
- 2 供用を開始する箇所

奈良市阪原町1028番1、柳生下町619番1、619番2 (平成29年9月1日掲示済)

奈良市企業局告示第65号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市公営企業管理者

池田

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 净水汚泥破砕機設置工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年2月23日まで
- 4 工事概要 新設ホッパ及び破砕機 (操作盤付属) の据付

車輪付コンベヤの設置

5 予定価格 29,660千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 24,566千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

奈良市企業局告示第66号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号) において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市公営企業管理者

池田 修

第1 入札に付する事項

1 工事名 次亜移送ポンプ設備改良工事

- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年2月23日まで
- 4 工事概要 既設移送ポンプの撤去及び新設移送ポ ンプの据付 2台

既設操作盤の撤去及び新設操作盤の据

付 1 面

5 予定価格 6.580千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 5.357千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

奈良市企業局告示第67号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用しま す。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する 事務取扱要領によります。

平成29年9月15日

奈良市公営企業管理者

池田

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 口径200~150粍配水支管改良工事
- 2 工事場所 奈良市あやめ池南二丁目~西大寺新池 町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月15日まで
- 4 工事概要 管布設延長 (G X 管) φ 200~ 30m

管布設延長 (G X 管) φ150~ 585m

不断水仕切弁 $\phi 300 \sim$

1 基

不断水仕切弁 ϕ 150 \sim 1 基 鋤取復旧工 $t = 5 \text{ cm} \sim 3,563 \text{ m}^2$

5 予定価格 93,050千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 75,526千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

奈良市企業局告示第68号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年9月15日

奈良市公営企業管理者

池田

第1 入札に付する事項

各導水路施設草刈委託 奈良市阪原町地内他6箇所 (発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最 低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり)

以下省略

(平成29年9月15日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第18号

平成29年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年9月13日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成29年9月26日 (火) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 市長専決処分の報告について
- (2) 平成29年度9月補正予算要求決定額について 議事

議案第22号 人事異動について

議案第23号 奈良市社会教育推進計画について

議案第24号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一

部改正について

議案第25号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付

要綱の一部改正について

協議事項

「学校教育で育む力について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、 教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第 締切させていただきます。

(平成29年9月13日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第42号

平成29年9月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162

号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3 分の1の数は、次のとおりです。

平成29年9月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,101人

6分の1の数 50,835人

3分の1の数 101,670人

(平成29年9月1日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第43号

奈良市長選挙における当選の効力に関する異議申出 について

平成29年7月9日執行の奈良市長選挙における当選の効力に関する異議申出に対し、次のとおり決定しました。

平成29年9月19日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

決 定 書

奈良市法蓮佐保山一丁目4番16号

異議申出人 山 下 真

奈良市佐紀町47-1

岡本ビル2階 安藤法律事務所

異議申出人山下真代理人 弁護士 安 藤 昌 司 奈良市登大路町5

修徳ビル4階401 かすがの法律事務所

異議申出人山下真代理人 弁護士 今 治 周 平 奈良市高天市町11-1

高天飯田ビル5階 奈良パーク法律事務所

異議申出人山下真代理人 弁護士 中 西 伸 之 奈良市高天市町11

高天飯田ビル6階 やすらぎ法律事務所

異議申出人山下真代理人 弁護士 北 條 正 崇 奈良市高天町19-1

奈良今西ビル4階 古都の風法律事務所

異議申出人山下真代理人 弁護士 山 崎 靖 子 奈良市中山町西二丁目950番地の32

異議申出人 川 野 惠 子

奈良市富雄元町四丁目4番48号

異議申出人 久 保 美佐子

奈良市鳥見町四丁目1番地の2

富雄団地2-404号

異議申出人 手 塚 和 子

奈良市紀寺町883番地の2

異議申出人 清 水 徳 正

奈良市今御門町10番地の2

パークハウス402号

異議申出人 岩 橋 正 己

奈良市今御門町10番地の2

パークハウス402号

異議申出人 岩 橋 直 子

奈良市富雄元町一丁目21番1-714号 異議申出人 増 田 宏 文 奈良市富雄元町一丁目21番1-714号 異議申出人 増 田 淳 代 奈良市水門町37番地の4 異議申出人 菅 沼 猛 奈良市あやめ池北三丁目3番57号 異議申出人 菅 野 明 弘 奈良市富雄北一丁目18番B-301号 異議申出人 宮 川 秀 樹 奈良市富雄北一丁目18番B-301号 異議申出人 宮 Ш 三千代 奈良市法蓮佐保山一丁目3番11号 異議申出人 菊 山 弘 奈良市法蓮佐保山一丁目3番7号 異議申出人 今 西 伸 之 奈良市法蓮佐保山一丁目3番7号 異議申出人 今 西 幸 子 奈良市法蓮佐保山一丁目3番7号 異議申出人 今 西 理 乃 奈良市法蓮佐保山一丁目3番7号 異議申出人 今 西 康 仁 奈良市法華寺町214番地の1 セレナハイム新大宮907号 異議申出人 中 村 秀 行 奈良市高畑町1269番地の3 異議申出人 廣 敦 子 奈良市高畑町1365番地 異議申出人 三 谷 早 苗 奈良市東紀寺町一丁目16番1号 異議申出人 堤 ひとみ 奈良市高畑町445番地の1 異議申出人 吉 川 浩 奈良市高畑町445番地の1 異議申出人 吉 川 明 美 奈良市富雄北一丁目16番 1-301号 異議申出人 成 尾 幸 雄 奈良市富雄北一丁目16番 J - 301号 異議申出人 成 尾 奈良市富雄北一丁目16番 1-301号 異議申出人 成 尾 亜矢子 奈良市山陵町1055番地の10 異議申出人 前 田 新作 奈良市山陵町1055番地の10 異議申出人 前 田 みゆき 奈良市五条西一丁目36番3-1号 裕 明 異議申出人 戸 津 奈良市五条西一丁目36番3-1号 異議申出人 戸 津 音 和 奈良市高畑町1358番地 異議申出人 六 本 甚 雄

奈良市高畑町1358番地

異議申出人 六 本 雅 子

奈良市西包永町43番地

異議申出人 倉 本 みゆき

奈良市山陵町1094番地の4

異議申出人 川 井 惠美子

| 奈良市敷島町一丁目548番地の10

異議申出人 井 上 雅 由

奈良市東向中町11番地

異議申出人 木 村 有 香

奈良市後藤町12番地の2

異議申出人 坂 井 美穂子

上記異議申出人が平成29年7月24日に申し出た平成29年7月9日執行の奈良市長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

当選の効力に不服があり、改めて投票用紙を点検し、有効、無効の判別及び各候補の得票数の集計のやり直しをすることを求めたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 仲川げん候補が61,934票を得て当選し、異議申出人 山下真(以下、単に「異議申出人」という。)は59, 912票で次点となり、票差は2,022票である。
- 2 仲川げん候補の得票に関し、一旦疑問票とされた後、 有効となった票は少なくとも4,434票あり、これだけ 多くの票が疑問票として取り扱われること自体が異例 である。
- 3 開票率85.32%での選管による開票結果の発表の後、「にんべんの無い中川票」2,500票が追加され、さらに開票率95.26%での選管による開票結果の発表の後、一旦疑問票に分類された後に有効票とされた1,934票が追加され、開票率100%となった。
- 4 公職選挙法は投票の効力について以下の通り定める。 (開票の場合の投票の効力の決定)

第六十七条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第六十八条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第六十八条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 公職の候補者でない者又は第八十六条の八第一 項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十七 条の二、第八十八条、第二百五十一条の二若しく

は第二百五十一条の三の規定により公職の候補者 となることができない者の氏名を記載したもの

- 三 第八十六条第一項若しくは第八項の規定による 届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各 号のいずれにも該当していなかつたものの当該届 出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届 出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違 反してされた届出に係る候補者の氏名を記載した もの
- 四 一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
- 五 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載した
- 六 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記 入したものは、この限りでない。
- 七 公職の候補者の氏名を自書しないもの
- 八 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難い もの
- 5 前記4,434票の有効無効の判断が公職選挙法の前記 規定及びそれに関する裁判例に合致するか否かにより、 当選の効力に影響を与える可能性がある。また、「に んべんの無い中川票」の割合が平成25年7月21日執行 の前回奈良市長選のときの割合と同程度かどうかとい う検証も必要である。
- 6 異議申出人の得票に関して、一旦疑問票に分類され 後で有効票とされたものが912票あるが、一旦疑問票 に分類され後で無効票とされたものの中に、前記法律 および裁判例に照らし、有効となるべき票が含まれて いる可能性がある。
- 7 仲川候補及び異議申出人の有効票の中に無効とされるべき票が混じりこんでいないかの検証も必要である。
- 8 疑問票の有効無効を改めて判断することなどにより、 当選の効力に影響を与える可能性が高いため、本異議 申出に及んだものである。
- 9 投票日当日のマスコミ各社の出口調査では、数%、 異議申出人が優勢だったと伝えられており、NHKは ニュース速報で異議申出人が「やや優勢」と報道した。 こうしたことから、開票結果に疑問を感じている有権 者が少なくない。こうした疑問を解消するためにも、 異議申出をすべきと考えた。
- 10 8月22日の異議申出の説明時に追加の項目として、 平成27年の奈良県議会議員選挙で「にんべんの有る仲 川票」を中川たかし候補の有効、無効どちらとして取 り扱ったのか、また何票あったのか検証し、本件選挙 との整合性を確認する必要がある。
- 11 9月7日の口頭意見陳述で追加の項目として、疑問票の判定にあたり、公平性に欠く処理があったとの通報が開票事務従事者からあったため、有効無効の判断に改めて疑義がある。ついては、投票用紙を調べ直して一旦疑問票に分類された票の数、その後有効と決定

された票、無効と決定された票の数を明らかにしたう えで、有効無効の判断基準を明らかにすべきと考えた。 決定の理由

当委員会は、この申し出を適法と認めて受理し、平成29年8月22日及び平成29年9月7日に異議申出人から意見を 聴取し慎重に審査を行った。

1 申出1について

本件選挙の選挙結果と候補者の得票数及びその差を 述べたものであり、当選の効力に影響を及ぼすもので はない。

2 申出2について

開票作業の手順としては、どの候補者に投票したのかが完全明確に判断できる投票と完全な白紙投票以外はすべて疑問票として分類し、疑問票は調査係において、明らかな無効票以外は同一のパターンの票を集め選挙立会人の意見を聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考にどの候補者の得票とするのか又は、無効票とするかの判断を行い決定した後、有効と判断された投票は各候補者の他の有効票と合わせて計数し、無効票は無効の種類ごとに無効分類係で集計している。

したがって一旦疑問票とされた後に、有効と決定された票数だけを計数する手順は無く、申出にある票数については根拠のない票数を述べたものであり、当選の効力に影響を及ぼすものではない。

3 申出3について

開票率85.32%の結果発表(12時00分発表)後に、2,500票の仲川候補の「にんべんの無い中川票」が追加されたという申し出は、それぐらいは含まれていたであろうという憶測を聞き取ったものである。

また、開票率95.26%の結果発表(0時35分発表) 後に、1,934票が追加されたという申し出については、 1,934票という得票数は最終の時間帯得票数であるため、完全な有効票の500票の票束に満たない端数も含まれており、1,934票がすべて一旦疑問票に分類された後に有効票とされたものではなく、完全な有効票も含めた数である。

したがって、いずれも候補者の時間ごとの得票数以外は、単なる憶測を述べたものであり、当選の効力に 影響を及ぼすものではない。

4 申出4について

単に公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) の条文を抜き出したもので、当選の効力に影響を及ぼ すものではない。

5 申出5について

有効投票及び無効投票については、すべて選挙立会 人に対する提示確認がなされており、異議申出人の選 挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人が確 認している。

即ち、どの候補者に投票したのかが完全明確に判断できる投票と完全な白紙投票以外はすべて疑問票として分類し、疑問票は調査係において、明らかな無効票

以外は同一のパターンの票を集め選挙立会人の意見を 聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考にどの候 補者の得票とするのか又は、無効票とするかの判断を 行い決定しているものであり、異議申出人の選挙立会 人も含め候補者選出のすべての選挙立会人から異議等 も無く、適正に執行されている。

「にんべんの無い中川票」についても、選挙立会人の意見を聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考に仲川候補の有効票とすることに決定したものであり、 異議申出人の選挙立会人も含め候補者選出のすべての 選挙立会人から異議等も無かった。

したがって、当選の効力に影響を及ぼす事由は認められない。

また、それゆえ前回の選挙時と今回の選挙における 「にんべんの無い中川票」の割合が同程度かどうかに ついての検証も意味のあるものでなく、当選の効力に 影響を及ぼすものではない。

6 申出6について

この得票数は最終の時間帯得票数であるため、完全な有効票の500票の票束に満たない端数も含まれており、912票がすべて一旦疑問票に分類された後に有効票とされたものではなく、完全な有効票も含めた数であり、候補者の時間ごとの得票数以外は、単なる憶測を述べたものである。

有効投票及び無効投票については、すべて選挙立会 人に対する提示確認がなされており、異議申出人の選 挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人が確 認している。

即ち、どの候補者に投票したのかが完全明確に判断できる投票と完全な白紙投票以外はすべて疑問票として分類し、疑問票は調査係において、明らかな無効票以外は同一のパターンの票を集め選挙立会人の意見を聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考にどの候補者の得票とするのか又は、無効票とするかの判断を行い決定しているものであり、異議申出人の選挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人から異議等は無く、適正に執行されている。

7 申出7について

有効投票及び無効投票については、すべて選挙立会 人に対する提示確認がなされており、異議申出人の選 挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人が確 認しているのであるから当選の効力に影響を及ぼすも のではない。

8 申出8について

有効投票及び無効投票については、すべて選挙立会 人に対する提示確認がなされており、異議申出人の選 挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人が確 認している。

即ち、どの候補者に投票したのかが完全明確に判断できる投票と完全な白紙投票以外はすべて疑問票として分類し、疑問票は調査係において、明らかな無効票

以外は同一のパターンの票を集め選挙立会人の意見を 聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考にどの候 補者の得票とするのか又は、無効票とするかの判断を 行い決定しているので、開票作業がすべて終わった後 には、疑問票として残っているものは無く、有効票か 無効票に分類されている。また、異議申出人の選挙立 会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人から異議 等も無く、適正に執行されている。

9 申出9について

マスコミ各社の出口調査の結果は、各社が市内の投票所(期日前投票所を含む)を任意に抽出し、投票に来た選挙人を抽出したうえで調査を行うといった、限られた標本に基づくサンプル調査に過ぎないため一定量の誤差を避けることができない。したがってそれに基づいて導き出される答えも100%正確なものでなく、あくまでも報道各社の推測であり、その推測と実際の開票結果に相違があったからといって、適法に執行された開票の集計をやり直すことは適当ではない。

10 8月22日の異議申出の説明時における異議申出人による口頭での検証申出について

平成27年の奈良県議会議員選挙で「にんべんの有る仲川票」を中川たかし候補の有効、無効のどちらとして取り扱ったかについては、本件選挙とは全く関係のない選挙についての検証の申し出であり、本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすものではないため検証は行わない。

11 9月7日の口頭意見陳述における異議申出人により 提出された意見書について

疑問票の判定にあたり、公平性に欠く処理があった との通報については、当委員会に於いて選挙会の事務 に従事した責任者等に聞き取り調査を行ったが、その ような事実は無く、疑問票に関する有効無効の判断は、 選挙立会人の意見を聴いたうえで、選挙長が過去の判 例等を参考に決定しており、異議申出人の選挙立会人 も含め候補者選出のすべての選挙立会人から異議等も 無く、適正に執行されている。

また、一旦疑問票となった時点での票数や、選挙長が有効又は、無効と決定した時点での票数を計数する 手順は無く、一旦疑問票となった後に有効の決定をした票と完全明確に有効と判断された票とを区別なく、 有効票として計数している。

同じく無効票についても、一旦疑問票となった後に 無効の決定をした票と完全明確に無効と判断された票 とを区別なく、無効票として計数している。

このため、一旦疑問票となった後に有効や無効と なった票数については、そもそも計数をしていないも のである。

上述の如く、有効無効の判断は選挙立会人の意見を 聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考に決定し ており、異議申出人の選挙立会人も含め候補者選出の すべての選挙立会人から異議等は無く、適正に執行さ れている。

以上のとおり、本件選挙は適正、適法に行われており、 異議申出人の選挙立会人も含め候補者選出のすべての選挙立会人が投票の効力を点検し、投票の有効、無効について確認して確認印を押印しており、投票の効力や有効、無効の決定に異動を及ぼすような事由は認められなかったことから、改めて投票用紙を点検し、有効、無効の判別及び各候補の得票数の集計のやり直しをする理由は認められない。よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成29年9月15日

奈良市選挙管理委員会 委員長 西久保 武 志 (平成29年9月19日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成29年9月農業委員会総会の会議を 次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規 則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項 の規定により告示します。

平成29年9月7日

平成29年10月24日付け奈良市公報第344号

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

平成29年9月14日(木) 午前9時30分

2 場所

1 日時

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第21会議室

- 3 審議案件
 - ・法令等に基づく事務関係
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条 及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 水田・畑地造成形質変更届出について (8月専決処理分)
 - (3) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (4) 知事許可について(8月許可分)
 - 農政関係

報告第1号 農地利用推進委員長・同副委員長の選任 及び各地区長・部門長の選任について (平成29年9月7日掲示済)

正誤

ページ	段	行	誤	正
34	左	上から26	第31条	第31条及び第31条
34	左	上から27	(使用料の免除等)	第30条 削除 (使用料の免除等)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつ と、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おた がいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切 に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のと れた新しい住みよいまちづくりをしましょう。